

平成 29 年定例会

環境生活農林水産常任委員会

説明資料

◎ 議案補充説明	
1 議案第 127 号 工事請負契約の変更について（桑名市源十郎新田事業支障除去対策工事）	1
◎ 所管事項説明	
1 「『平成 29 年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について	3
2 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告について	4
3 三重県ダイバーシティ推進方針（仮称）（素案）について	7
4 三重県男女共同参画年次報告書について	10
5 三重県飲酒運転ゼロをめざす年次報告について	15
6 汚染土壌処理業に関する指導要綱の制定について	19
7 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	21
8 指定管理候補者の選定過程の状況について	44
9 各種審議会等の審議状況について	49

別冊 1 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告

別冊 2 三重県ダイバーシティ推進方針（仮称）（素案）

平成 29 年 10 月 5 日
環境生活部



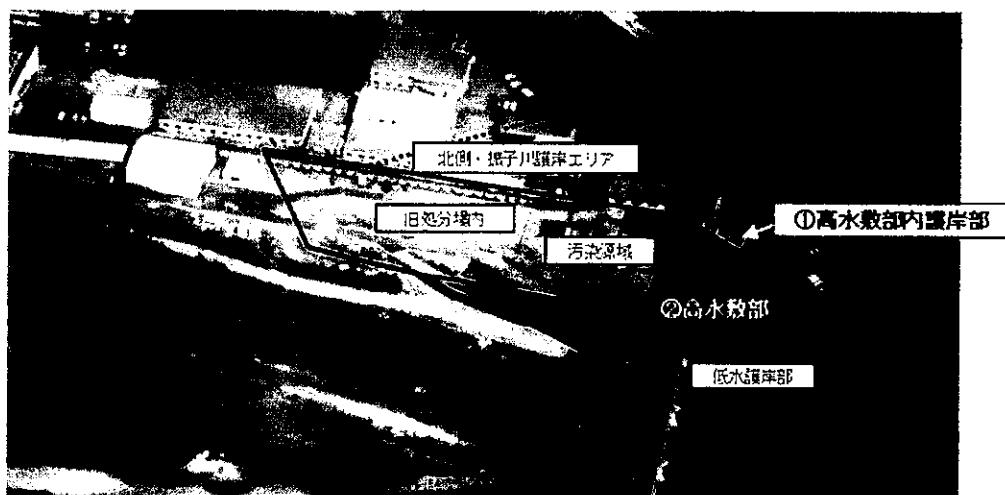
(議案補充説明)

1 議案第 127 号 工事請負契約の変更について

(桑名市源十郎新田事業支障除去対策工事)

議案番号 第 127 号 工事請負契約の変更について	
工事名	桑名市源十郎新田事業支障除去対策工事
施工場所	桑名市大字五反田字源十郎新田地内
契約金額	変更前 3,190,978,800 円 (消費税等含む) 変更後 3,252,612,240 円 (消費税等含む)
請負者 住所氏名	四日市市鵜の森一丁目 3 番 23 号 ナカジマビル 8 階 鴻池・名星・霞特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社鴻池組三重営業所 所長 松澤 廉郎
契約工期	平成 26 年 3 月 19 日から平成 29 年 11 月 17 日まで
<u>工事内容</u>	<u>変更理由</u>
環境修復	河川に近接する事業地における支障除去工 (汚染土壤掘削等) の実施に際し、P C B に汚染された土壤が当初の想定量以上に多く、かつ、汚染濃度が高いこと等が判明した。このため、当該土壤のすべてを処理単価の高い洗浄処理で行う必要があることから、やむなく、当該土壤を適切に処理するための増額。また、油回収井戸の設置に伴い発生する掘削物の処分費用の増額等による工事費用の増額。
鋼矢板設置工 1,771 枚	
支障除去工	
汚染土壤掘削工 5,077 m ³	
汚染土壤処理工 11,213 t	
廃棄物掘削工 1,503 m ³	
廃棄物処理工 1,686 t	
油回収工 1 式	
附帯施設工	その他、労務単価等の上昇による、工事請負契約書のインフレスライド条項の規定に基づく増額。
防臭防じん建屋整備工 1 式	
P C B 廃棄物保管庫整備工 1 式	
水処理施設整備工 1 式	
契約方法	随意契約

(1) 位置図



(2) 増額内容と内訳

内 容		増加額	備 考
掘削物処理費用 の増額	① 高水敷部内護岸部	1,260 万円	PCB に汚染された土壌が想定量以上に発生し、かつ、汚染濃度が高いことなどから適切に処理するための増額。
	② 高水敷部（井戸設置）	1,585 万円	油回収井戸の設置に伴う掘削物の処分費用の増額。
	その他	94 万円	
その他、諸経費など		3,017 万円	井戸増設、工事増による諸経費増など
インフレスライド		207 万円	労務単価の上昇によるインフレスライド適用に伴う増額。
変更増額		6,163 万円	

1 「『平成29年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【環境生活農林水産常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
154	大気・水環境の保全	環境生活部	NOx・PM法対策地域内の大気環境基準は達成しているが、浮遊粒子状物質の中に含まれるPM2.5について、県民の健康被害にもつながる恐れがあることから、その対策に取り組まれたい。	「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に基づき、最終年度（平成32年度）の目標が達成できるよう、取組を継続します。また、PM2.5についても、引き続き常時監視を行い、濃度が上昇した際は、県民の皆様に注意喚起をしていきます。
			伊勢湾再生に向けた三重県の取組や調査研究の成果について、行政だけではなく、関係団体とも情報共有しながら連携協力ができる仕組みづくりに取り組まれたい。	取組や調査研究等の成果については、関係団体と情報共有するとともに、今後も課題解決に向けて取り組んでいきます。
			国・県が定める排水基準等を遵守することは当然必要であるが、山林から川を通じ、海へ運ばれる水は「きれいな水」だけではなく、生態系にとって「豊かさ」も必要であるという考え方を取り入れることについて今後検討されたい。	平成29年6月に公表した「第8次水質総量削減計画」においても、きれいで豊かな海という観点から総合的な水環境改善策を進めることとしており、今後も各関係部局が十分連携しながら取り組んでいきます。
213	多文化共生社会づくり	環境生活部	三重県全体の多文化共生の社会づくりという観点から、在住外国人だけでなく、来訪外国人に対しても関係部局と連携して支援に取り組まれたい。	多文化共生社会づくりの中で、災害時ににおける外国人住民への支援や医療通訳制度の利用促進に取り組むことにより、在住外国人だけでなく、来訪外国人の安全・安心にもつながるところを考えます。また、「ダイバーシティ社会」の推進にあたり、外国人観光客への対応について、今後関係部局と連携し、検討していきます。

2 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告について

「三重県人権施策基本方針（平成27年12月第二次改定）」に基づき、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（平成28年3月策定。計画期間：平成28年度～平成31年度）」（以下「第三次行動プラン」という。）に掲げる各施策の進捗状況等について、年次報告として取りまとめました。

1 年次報告の主な構成

年次報告は、第三次行動プランの4つの施策分野に位置づけられた人権施策ごとに、次の項目により構成しています。

- (1) データからみた状況
- (2) 県の主な取組状況（平成28年度の取組実績、成果と課題）
- (3) 県以外のさまざまな主体による取組状況
- (4) 今後の取組方向（平成29年度以降）

2 年次報告の概要

(1) 各施策体系における主な取組状況等

① 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を把握するため、県内の企業、住民組織、団体等を対象に調査を実施しました。団体等の実践例については、県ホームページ等から情報発信を行うとともに、地域での取組を促進するため、研修会等への講師派遣の支援に取り組みました。

【課題】人権が尊重される社会を実現するためには、県民の一人ひとりが人権についての理解と知識を深め、地域におけるさまざまな活動が人権尊重の視点に立って行われることが必要です。

② 人権意識の高揚のための施策

効果的な啓発活動を推進するため、広報媒体を活用した感性に訴える啓発や、スポーツ組織との連携による取組等、さまざまな手法を活用して啓発を行いました。また、学校教育における人権教育を推進するため、県内の公立小中学校および県立学校で人権教育カリキュラムが作成されることをめざし、市町等教育委員会や学校を訪問し、助言等を行いました。

【課題】人権啓発の推進については、人権をめぐる社会情勢の変化や法律の制定等をふまえながら、地域の実情や対象者に応じて、啓発の機会を提供していくことが必要です。また、人権教育については、学校の教育全体を通じて児童生徒の発達段階に応じた教育を推進する必要があります。

③ 人権擁護と救済のための施策

さまざまな悩み等を抱える相談者や被害者を支援するため、県人権センターをはじめ、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」や、県男女共同参画センター等の公的機関において、相談窓口を設置し、電話や面接による相談対応を行いました。また、各種相談事業に従事する相談員等を対象に、専門知識の習得や資質向上を図るための研修会等を開催しました。

【課題】相談業務に携わる職員が多様化する人権問題に適切に対応することができるよう、必要な知識やスキルの習得を支援するとともに、相談機関等の連携を強化していくことが必要です。

④ 人権課題のための施策

さまざまな人権の課題解決に向けて、以下の取組を進めました。

- ・同和問題の解決に向けて、講座等の開催や啓発リーフレットの作成・配布に取り組みました。また、「えせ同和行為」の発生報告を受け、関係機関に注意喚起を行うなど国や市町等と連携し、「えせ同和行為」の排除に向けた取組を推進しました。
- ・教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの自尊感情や学習意欲の向上を図るために、学校・家庭・地域が連携し、学習支援や体験活動を実施しました。また、平成28年7月に、県・市町・関係団体等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」を設置し、優れた取組事例の収集、情報提供や研修等を行い、地域の実情に応じた子どもの貧困対策に係る実施体制の整備等への支援を推進しました。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男性講座、地域リーダー養成講座等を開催し、啓発活動を推進するとともに、企業や学生・生徒等を対象にセミナーや出前講座を開催し、生涯を通じた男女共同参画意識を高めるための教育・学習の機会を提供しました。
- ・障害者差別解消法に基づき、「三重県障がい者差別解消支援協議会」を設置し、障がい者差別に関する相談事案を共有して事案解決に向けての支援を図ること等により、差別の解消を推進しました。また、障がい者の雇用の促進と職場定着を図るため、ステップアップカフェ「C o t t i 菜」を活用し、障がいへの理解を深める講座を開催するなど、障がい者の就労への環境づくりに取り組みました。
- ・外国人住民の社会参画を促進するため、有識者、N P O 等の団体、外国人住民、市町等で構成する「三重県多文化共生推進会議」を開催し、多文化共生社会づくりに向けた取組の成果を検証しました。また、外国人住民等が地域住民の一員としての認識を持ち、責任を果たしていく土壌をつくるとともに、外国人住民等の意見を取り組に反映させるため、新たに「三重県外国人住民会議」を開催しました。

【課題】近年の社会の急激な変化の中で、県民の皆さん人が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中での態度面、行動面等に根付くことにより、人権が尊重される社会が実現されるよう、国や市町、さまざまな主体との連携、協力による取組を推進していくことが必要です。

(2) 今後の主な取組方向（平成29年度以降）

① 人権が尊重されるまちづくりのための施策

地域におけるさまざまな活動が人権尊重の視点に立って行われるよう、講師派遣や平成28年度に作成した学習事例集を活用し、学習支援に取り組むとともに、実践例を積極的にPRしていくことにより、人権が尊重されるまちづくりに取り組む団体等の拡大をめざしていきます。

② 人権意識の高揚のための施策

昨年度に人権に関する個別法が相次いで制定されたこと等もふまえながら、国や市町をはじめ、さまざまな主体と連携し、より多くの県民に啓発の機会を提供できるよう取り組みます。また、児童生徒が、人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践行動につながる意欲等を育てるため、人権教育カリキュラムの作成・活用に取り組みます。

③ 人権擁護と救済のための施策

多様化する相談内容に的確に対応することができるよう、相談員等を対象とする研修会等を開催し、資質向上を支援するとともに、相談機関等の連携強化を推進します。

④ 人権課題のための施策

社会・経済状況の変化に伴って、人びとの意識も変化し、人権課題も多様化・複雑化していることから、国や市町、関係機関等とも連携し、課題の把握に努めるとともに、さまざまな人権に関わる課題を解決していくため、第三次行動プランに基づき人権施策の着実な推進に努めています。

3 今後の予定等

年次報告は、県のホームページにおいて公表するとともに、冊子を市町や国等関係機関に配付し、情報共有を図ります。

これらの取組の成果と課題をふまえ、市町等をはじめ、県民、NPO・団体、企業等さまざまな主体と連携、協力しながら、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発をはじめとする取組を推進します。

3 三重県ダイバーシティ推進方針(仮称)(素案)について

平成29年4月に、県庁内に「三重県ダイバーシティ社会推進本部」を設置し、ダイバーシティ社会の実現に向けて、施策を一層推進するとともに、社会全体で取り組む気運の醸成を図るため、県の推進方針(仮称)を年内を目途に策定することとしており、素案をまとめました。

1 三重県ダイバーシティ推進方針(仮称)(素案)について

(1) 推進方針の性格

県が県民の皆さんとともに、ダイバーシティ社会の実現をめざし取り組んでいこうという意思表明です。めざすダイバーシティ社会に向けて県が取り組む上で、また県民の皆さんに行動を期待する上での考え方(ダイバーシティはプラスであるという考え方)などを示します。

(2) 推進方針の構成

ダイバーシティ社会の実現に向けた県民の皆さんへのメッセージなどをまとめた基本方針と、より詳細な県の推進の方向性の二部構成とします。(概要是別紙1、素案は別冊2のとおり)

<県の推進の方向性>

1. 三重のチャレンジ
2. ダイバーシティの考え方
3. 発想の転換や見直し
4. 今後の展開
5. ダイバーシティの風を三重から起こす

(3) 推進方針のポイント

【めざすダイバーシティ社会】

性別や年齢がどうか、障がいがあるかどうか、国籍・文化的背景がどうか、性的指向・性自認がどうかということなどではなく、「一人ひとり違った個性や能力をもつ個人として尊重され、誰もが希望をもって日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが社会の中で活躍できる社会」をダイバーシティ社会と考えます。他者を尊重し、人の多様性が受容されることで、激しい環境変化にも適応でき、将来に向けて持続的な成長が可能となります。

このような社会においては、個人は一人ひとりが個性や能力を発揮し、活躍しています。

【プラスであるという考え方】

- ① 一人ひとりの違いを互いに受け入れることで、安心して能力が発揮できます。
- ② 違うことに価値を見出すことで、価値観や世界観が広がります。
- ③ 違った能力が掛け合わされることで、イノベーション（変革）が起こります。

①～③のことから、一人ひとりの違い、多様性を尊重し、多様性に共感し、多様性をより取り入れることで、個人の学びや気づき、生きがい、組織・社会における新たな価値創出や成長などにつながり、個人、組織、社会にとってプラスとなります。

【3つの推進の柱】

県の今後の展開として、次の3つの推進の柱を掲げ、取り組んでいきます。

- ◆ ダイバーシティの考え方の浸透 ～考え（意識）を変える～
- ◆ 交ざり合い・支え合いによる進化 ～行動を変える～
- ◆ 活躍に向けた変革 ～仕組みを変える～

2 今後のスケジュール

素案について、ホームページ等で広く意見募集（10月上旬～11月上旬予定）をいたします。

それらも踏まえ、12月の常任委員会において、推進方針（仮称）案を説明いたします。

三重県ダイバーシティ推進方針(仮称)の概要

別紙1

基本
方針

県の推進の方向性を端的に示すこと、県民の皆さんへのメッセージ性などを意識 (A4 1枚程度)

県
の
推
進
の
方
向
性

1. 三重のチャレンジ

(1)三重の特性

- (多様性を育んできた地)
自然、多様な暮らし、業、東西の結節点(文化・交流)、女性活躍の地(斎宮、海女)
「おもてなし」の精神、本居宣長、松浦武四郎
伊勢志摩サミット(三重の地に世界のトップ集まる 平和発信)
- (三重の強み)
多様性を尊重し受け入れる素地が三重にあり、それは三重の強み

(2)県政を取り巻く社会情勢等

- (県政の現状)
人権宣言・条例
男女共同参画推進条例
ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
子ども条例
多文化共生社会づくり(県内人口に占める外国人住民の割合)

(社会の情勢)

- 人口減少、少子高齢化
経済のグローバル化
ライフスタイルの多様化
女性活躍推進法
障害者差別解消法
働き方改革
持続可能な開発目標(SDGs)

(考え方、行動するチャンス)

- 伊勢志摩サミット三重県民宣言の決意
東京オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会
人口減少社会の中、一人ひとりの力の結集が地域の発展へ
将来予測困難な時代、変化に対応できる社会が求められる

2. ダイバーシティの考え方

(1)めざすダイバーシティ社会とは

- 社会
⇒(例えば、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず)
「一人ひとり違った個性や能力をもつ個人として尊重され、誰もが希望をもって日々自分らしく生きられる
誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが社会の中で活躍できる社会」
他者を尊重し、人の多様性が受容されることで、激しい環境変化にも適応でき、将来の持続的な成長を可能とする
- 個人
⇒このような社会では、個人は一人ひとりが個性や能力を發揮し、活躍している

(2)プラスであるという考え方

- ①違いを互いに受け入れる → 安心して能力が発揮できる
②違うことに価値を見出す → 価値観・世界観が広がる
③違った能力が掛け合わされる → イノベーション(変革)が起こる

①～③のことから、一人ひとりの違い、多様性を尊重し、多様性に共感し、多様性をより取り入れることで、個人の学びや気づき、生きがい、組織・社会における新たな価値創出や成長などにつながり、個人、組織、社会にとってプラスとなる

3. 発想の転換や見直し

ダイバーシティをプラスと捉え、より取り入れるために、一步先の未来に向けて、次の視点(ダイバーシティの視点)で発想を転換したり見直すことが重要。その際、機会を生かす(機会、時機を上手く活用する)ことを合わせて考えることも大事

視点1: 違いを知ること、伝えること

- 一人ひとりの違いを知ること、多様性を知ることが必要
一人ひとりの声やさまざまな意見を聴くためには、参加・参画の機会の確保も重要

視点2: 交流を増やすこと

- 多様性への尊重や共感などにも通じることから、交流・連携できる機会を増やすことは重要

視点3: 互いに支え合うこと

- 社会の中で、支える側と支えられる側という一方の力関係ではなく、みんな一人ひとりの力が発揮され、互いに支え合うという視点も重要

視点4: みんなができるという発想をもつこと

- 誰もが楽しめる、誰にとっても便利という発想も大事

視点5: 多様かつ柔軟なシステムとすること

- 必要に応じて、社会のシステム、ルールをより多様かつ柔軟なものなどに見直し、変えていくことが求められる

視点6: 違った目線、考え方を力とすること

- さまざまな違った目線、考え方と出会う中から、付加価値が生まれたり、イノベーション(変革)が起こる
違った目線、考え方をもつ人材がいることで、リスクや変化に適応する力は向上し、さらにさまざまな人材がつながることで大きな力となる

4. 今後の展開

県として3つの推進の柱を掲げ、ダイバーシティの視点から取組を展開

(1)ダイバーシティの考え方の浸透～考え方(意識)を変える～

- 県民の皆さんに、ダイバーシティをより取り入れることはプラスとなるというダイバーシティの考え方の浸透を図っていくことについて記述
また、県民の皆さんの行動につなげていくため、ダイバーシティへの理解とともに共感が進むよう、さまざまな機会を通じた啓発・情報発信をしていくことなどについて記述

(2)交ざり合い・支え合いによる進化～行動を変える～

- 今後開催が予定される東京オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会などの機会は、ダイバーシティ進展を図るチャンスであり、それを生かしていくことについて記述
また、パリアフリー観光先進県をめざす上でも、さまざまな地域課題解決を協創で進めていくためにも、交流や支え合いの拡大を図っていくことなどについて記述

(3)活躍に向けた変革～仕組みを変える～

- 官民を挙げて働き方改革に取り組んでいくことや、女性活躍推進法及び障害者差別解消法の施行も踏まえ、就労等を通じた社会参画や活躍の場を広げていくとともに、そのための仕組み等の見直しについて記述
また、テクノロジーの進化や働き方改革は暮らしの変革にもつながることから、多様なライフスタイルが可能な三重の魅力を生かすことなどについて記述

そのほか、行政運営とさまざまな主体との連携について記述

5. ダイバーシティの風を三重から起こす

- 県民の皆さんとともに社会全体でダイバーシティ先進県をめざす
まず浸透を中心。東京オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会を契機とし発展。以降は県民の皆さんの行動が拡大
10年～15年先頃(リニア東京・名古屋間開業、式年遷宮)には実現し、社会はより成熟し、一人ひとりが活躍していることをめざす

4 三重県男女共同参画年次報告書について

三重県男女共同参画推進条例（平成13年1月施行）第12条の規定に基づき、「第2次三重県男女共同参画基本計画（平成29年3月改定。計画期間：平成23年度～平成32年度）」の施策の実施状況について、年次報告書として取りまとめました。

1 年次報告書について

（1）年次報告書の構成

年次報告書は、次の項目により構成しています。

- ①県の自己評価（平成29年版成果レポートのうち施策212）
- ②県の男女共同参画推進の体系
- ③三重県における男女共同参画の現状
- ④第2次三重県男女共同参画基本計画に基づく平成28（2016）年度事業実施概要
- ⑤資料（目標値、参考データ、県内外の主な動き等）

（2）主な取組状況等

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- ・県と市町の審議会等における女性委員の割合は、平成27年度の26.5%（県33.8%、市町25.6%）に対して、平成28年度は26.7%（県32.0%、市町25.9%）となっています。
- ・県の審議会等において男女のいずれか一方の数が委員総数の10分の4未満とならない構成をめざし、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、各部局へ働きかけを行いました。

【課題】特に女性の割合が低い分野において、人材の育成・発掘に一層力を入れて取り組むとともに、女性の意見を反映していく重要性の意識を社会全体で共有できるよう、啓発等を推進していくことが必要です。

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

- ・平成28年度の県eモニター調査では、「男は仕事、女は家庭」の考えに賛成する割合は37.0%と、性別による固定的役割分担意識は薄くなっているものの、社会において男性が優遇されていると感じる割合は56.6%と、男性優遇感は根強く残っています。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画フォーラムや職員が団体等に出向いて講演する「フレンテトーク」（年106回）により啓発を行いました。

【課題】男女共同参画意識の一層の普及・啓発をめざし、引き続き、県内の市町や関係団体、企業等と連携し、取組を進めていく必要があります。

III 働く場における男女共同参画の推進

- ・平成28年度の県雇用経済部「三重県内事業所労働条件等実態調査」では、多様な就労形態を導入している事業所は、平成27年度の50.5%から67.0%に、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所は、平成27年度の43.9%から59.4%に増加しています。
- ・「あらゆる分野における女性の活躍」をテーマに「Women in Innovation Summit (WIT) 2016」を開催し、地方から女性活躍のムーブメントを起こすきっかけとともに、本県の女性活躍のロールモデルを創出しました。また、女性の大活躍推進三重県会議の会員数は350団体（平成28年度末）となりました。

【課題】働くことを希望する女性が、「仕事」と「家庭」のいずれかの選択を迫られるごとなく、その個性と能力を発揮し、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、長時間労働を前提とした働き方の改革、男性の子育てや介護への参画等をさらに推進していくことが必要です。

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

- ・県内における女性自治会長の割合は、平成27年度の3.0%から平成28年度は3.7%と、低い水準ではあるものの、近年では高い伸び率を示しています。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男性の家事や育児、地域活動への参画を推進するため、主に男性を対象とした講演会を開催するとともに、男性のコミュニケーション講座を開催しました。

【課題】家庭や地域において男女のいずれか一方に偏ることなく、さまざまな活動に男女が共に参画していく必要があることから、引き続き、地域において啓発を行っていくとともに、男性の意識改革に向け、効果的に啓発を行っていく必要があります。

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

- ・県内におけるDV相談件数は、平成27年度の2,093件から平成28年度は2,057件と、横ばいであったものの、この数年は増加傾向にあります。県の「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」では、DVの被害を受けた時に「相談・連絡するつもりがなかった、しなかった」の割合が最も高くなっています（平成27年度は54.2%）。
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に街頭啓発（24か所）を実施するとともに、「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。また、内閣府提唱の「パープル・ライトアップ」運動に県総合文化センターも協賛し、取り組みました。

【課題】暴力を容認しない社会づくりに向けた啓発に取り組むとともに、DV等の被害が潜在化することのないよう、関係機関と連携しながら、相談窓口の周知等を進める必要があります。

2 今後の主な取組方向（平成29年度以降）

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

県の審議会等における男女の委員構成がより均衡のとれたものとなるよう、女性の割合が低い分野や委員の改選を迎える審議会等について、女性人材に関する情報を伝達し協議するなど、女性委員の選任を働きかけていきます。

また、市町に対しては、男女の委員構成に配慮する県の取組について情報提供するなど、市町の審議会等における女性委員の選任がより進むよう働きかけを行います。

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、関係者と緊密に協力しながら、女性の管理職や意思決定の場への参画拡大をめざした講座など、より効果的な事業を推進していきます。また、男女共同参画を阻害する要因や新たに発生している課題等に対応していくため、現状やニーズを把握する調査研究を行い、その成果を県内市町や関係機関等と共有するとともに、今後の事業に活用していきます。

III 働く場における男女共同参画の推進

企業・団体等に「女性の大活躍推進三重県会議」への加入の働きかけを継続するとともに、フォーラムやアワード事業を展開し、女性活躍の機運醸成と取組促進を図ります。また、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止に向け作成した冊子・リーフレットを用い、啓発に取り組みます。

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男性の意識改革を促すため、男性向けコミュニケーション講座を開催し、修了後にも参加者にフォローアップを行うなど、より家庭・地域での行動変容につながるよう取り組みます。また、地域で男女共同参画を推進する人材を養成するため、地域に出向き、講座を開催します。

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

DV等の暴力を許さない意識の醸成に向けて、警察、市町、関係機関・団体等と連携し街頭啓発等を継続して実施するとともに、相談窓口の周知・広報に取り組みます。

さらに、性犯罪・性暴力被害者が安心して相談や必要な支援を受けることができるよう、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知を図るとともに、関係機関との連携を一層進めています。

第二期実施計画における基本施策の指標一覧

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
◎県・市町の審議会等における女性委員の割合	(平成28年度) 26.7%	30.0%

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
◎男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度	(平成28年度) 330人 98.8%	386人 100%

III 働く場における男女共同参画の推進

III-Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数（累計）	(平成28年度) 343団体	500団体

III-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
女性委員が選任されている農業委員会の割合	(平成28年度) 93.1%	100%

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
自治会長の女性割合	(平成28年度) 3.7%	5.2%

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

V-Ⅰ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
◎健康寿命	(平成27年) 男性 77.9歳 女性 80.7歳	(平成31年) 男性 78.6歳 女性 81.1歳

V-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
◎性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数（累計）	(平成28年度) 13団体	61団体

◎は「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」における目標項目

第2次三重県男女共同参画基本計画の体系〔平成23(2011)年度～平成32(2020)年度〕

※平成29年度以降は「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」により施策を推進

(目標)	(基本施策)	(施策の方向)			
男女共同参画の実現	I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の審議会等委員への女性登用 2 県における女性職員等の登用 3 市町への働きかけ 4 事業者等への働きかけ 5 地域における男女共同参画への取組支援 6 ポジティブ・アクションの普及と女性の社会参画への支援 			
	II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報・啓発の充実 2 学校等における男女共同参画教育の推進 3 生涯を通じた学習機会の充実 4 事業者等に対する広報・啓発の充実 5 メディアへの対応 6 国際的な動きへの対応と活動支援 			
	III 働く場における男女共同参画の推進	<table border="1"> <tr> <td>III-Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進</td><td> <ol style="list-style-type: none"> 1 雇用の場における男女共同参画意識の普及 2 男女の均等な機会と待遇の確保の推進 3 男女共同参画の視点に立った能力開発および能力発揮に対する支援 4 雇用環境の整備や再就職への支援 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及と働き方の見直しの促進 </td></tr> <tr> <td>III-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進</td><td> <ol style="list-style-type: none"> 1 方針決定の場への男女共同参画の推進 2 経営能力や技術の向上支援 3 家族的経営における働きの評価と就業環境の整備 4 起業家等に対する支援 </td></tr> </table>	III-Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 雇用の場における男女共同参画意識の普及 2 男女の均等な機会と待遇の確保の推進 3 男女共同参画の視点に立った能力開発および能力発揮に対する支援 4 雇用環境の整備や再就職への支援 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及と働き方の見直しの促進 	III-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進
III-Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 雇用の場における男女共同参画意識の普及 2 男女の均等な機会と待遇の確保の推進 3 男女共同参画の視点に立った能力開発および能力発揮に対する支援 4 雇用環境の整備や再就職への支援 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及と働き方の見直しの促進 				
III-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 方針決定の場への男女共同参画の推進 2 経営能力や技術の向上支援 3 家族的経営における働きの評価と就業環境の整備 4 起業家等に対する支援 				
IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援 2 多様なニーズに対応した子育て支援 3 介護を支援する環境の整備 4 地域活動における男女共同参画の促進 				
V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組	<table border="1"> <tr> <td>V-Ⅰ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援</td><td> <ol style="list-style-type: none"> 1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援 2 性と生殖に関する健康支援の充実 3 自立のための生活支援 </td></tr> <tr> <td>V-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組</td><td> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関の連携による支援体制等の整備 2 ドメスティック・バイオレンス対策の推進 3 セクシュアル・ハラスメント対策の推進 4 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進 </td></tr> </table>	V-Ⅰ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援 2 性と生殖に関する健康支援の充実 3 自立のための生活支援 	V-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関の連携による支援体制等の整備 2 ドメスティック・バイオレンス対策の推進 3 セクシュアル・ハラスメント対策の推進 4 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進
V-Ⅰ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援 2 性と生殖に関する健康支援の充実 3 自立のための生活支援 				
V-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関の連携による支援体制等の整備 2 ドメスティック・バイオレンス対策の推進 3 セクシュアル・ハラスメント対策の推進 4 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進 				
計画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の推進体制の充実と率先実行 2 男女共同参画に関する実施計画の策定および施策評価の実施 3 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供 4 男女共同参画に関する相談・苦情への対応 5 市町との協働 6 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との連携 7 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実 8 社会参画への支援の推進 				

ゼロ 5 三重県飲酒運転0をめざす年次報告について

三重県飲酒運転0をめざす条例（平成25年7月施行）第6条第4項の規定に基づき、「第2次飲酒運転0をめざす基本計画（平成28年7月策定。計画期間：平成28年度～平成32年度）」（以下「基本計画」という。）の平成28年度実施状況等について、年次報告として取りまとめました。

1 平成29（2017）年版年次報告の主な構成

- (1) 三重県の飲酒運転の現状
- (2) 平成28年度の数値目標達成状況と課題
- (3) 基本計画に基づく平成28年度の取組と課題
- (4) 基本計画に基づく今後の取組
- (5) 基本計画に基づく平成28年度の主な取組状況

2 数値目標の達成状況

基本計画では、警察本部、市町、関係機関・団体等との連携により、飲酒運転根絶に向けた取組を関係者が一体となって進めるため、5つの目標を設定していますが、平成28年度は「ハンドルキーパー推進店等の指定」及び「飲酒運転違反者の受診率」の2項目において、目標値を達成できませんでした（別表参照）。

3 年次報告の概要

(1) 規範意識の定着

① 飲酒運転防止のための取組

飲酒運転の根絶は、三重県交通安全運動実施要綱の重点目標の一つとしており、県交通対策協議会による四季の交通安全運動をはじめ、各機関・団体による啓発活動、メディア等を通じての広報啓発、ハンドルキーパー運動の普及や飲酒運転違反取締り等に取り組むとともに、規範意識の定着のため、県内各地の大型商業施設や大学でのキャンペーン、飲酒運転0メッセージの募集等の啓発事業を展開しました。

【課題】

飲酒運転の件数は、減少傾向にあるものの依然後を絶たない現状にあることから、飲酒運転根絶に向けて、さらなる防止意識の普及・定着が必要です。

② 教育機関等による教育

教育委員会では、私立学校も参加する保健体育担当者研究協議会において、学校での飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えるとともに、各学校では保健の学習等において指導・教育が行われました。

また、免許取得時講習や初心運転者講習で、若年者に向けた飲酒運転防止教育を行うとともに、三重県小売酒販組合連合会では、県内の各大学・短大の新入学生に啓発冊子を配布し、啓発を行いました。

【課題】

将来にわたり飲酒運転の根絶をめざすため、幼少期から発達段階に応じた飲酒の身体への影響等の基本的知識についての教育や、以降の段階的な教育の実施により、飲酒運転防止意識を定着していく必要があります。

(2) 飲酒運転の再発防止

① 飲酒運転の再発防止のための措置

県では、平成26年度から「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置し、専門相談員により、飲酒運転違反者や家族等からの相談や要望に対し、アルコール問題や飲酒運転の根絶に必要な情報を積極的に提供しました。

また、警察本部では、取消処分者や停止処分者への講習で飲酒運転防止教育を実施し、再発防止のための教育を推進するとともに、講習実施機関の指導員に対する研修も行い、飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

【課題】

飲酒運転の再発防止には、違反者本人が「二度としない」という強い自覚を持つことが重要であり、事業者や家族等、周囲の協力等による飲酒運転を防止する環境づくりが必要です。

② 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策

県では、公安委員会から情報を受けた飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症に関する受診義務について通知するとともに、相談窓口において、違反者やその家族からの依存症に関する受診義務に係る相談に適切に対応し、受診につなげてきました。

平成28年度は、受診義務通知473件に対する受診報告数が150件（受診率31.7%）のところ、報告期限から60日経過後も受診報告のない場合、受診勧告を再度書面で行っており、全体の受診率は37.8%となりました。条例上、受診義務に罰則規定がない中、取組の効果があったと考えています。

【課題】

受診率は依然4割未満であり、さらなる受診につなげるために、条例の趣旨、アルコール依存症に関する正しい知識の普及や、受診しやすい環境の整備を推進する必要があります。

4 基本計画に基づく今後の取組

(1) 規範意識の定着

① 飲酒運転防止のための取組

規範意識の定着を図るため、四季の交通安全運動、飲酒運転ゼロをめざす啓発事業における飲酒運転ゼロメッセージの募集活動のほか、メディア・SNS等を通じた広報啓発活動によるスローガン「STOP！ 飲酒運転 in みえ ゼロ～根絶の一歩はあなたの自覚から～」の展開を行うとともに、飲酒運転ゼロ宣言事業所の募集による事業所等の自主的取組を推進するなど、県民総ぐるみの運動として推進します。

② 教育機関等による教育の普及

将来にわたって飲酒運転の根絶をめざすため、小学校から高等学校、そして飲酒を始める時期にある若者が多い大学においても、飲酒運転防止教育が継続して行われるよう働きかけを行います。

(2) 飲酒運転の再発防止

① 飲酒運転の再発防止のための措置

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」への飲酒運転違反者や家族等からの相談に対して、アルコール依存症に関する受診を促すほか、飲酒運転防止意識の普及に向けた適切な助言・指導に取り組んでいきます。

また、適切な指導を継続して行うよう講習実施機関の講習指導員へ働きかけ、違反者に対して規範意識の醸成を図ります。

② 飲酒運転違反者の受診促進とアルコール依存症及びその疑いのある者への

対策

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」における飲酒運転違反者及び家族等に対する適切な助言・指導の実施による受診義務履行を促し、アルコール依存症の早期発見、早期治療へつなげていきます。

また、指定医療機関を増やし受診しやすい環境を整えるなど、この取組を効果的に推進するため、医療機関、自助グループ等の関係機関・団体との連携を密にし、広く県民に飲酒運転とアルコール関連問題の知識の普及・啓発に努めるとともに、アルコール健康障害対策基本法に基づき策定した「三重県アルコール健康障害対策推進計画」により、アルコール関連問題の解決・予防に向けて、総合的かつ計画的な取組を進めています。

別表

数値目標の達成状況

(1) 飲酒運転人身事故件数

設定の考え方	平成 25 年	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年	
飲酒運転人身事故 が 0 となることをめざして、毎年 5 件以上の減少をめざします。	現状値	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況
	53 件以下	0.96	43 件以下	0.98	38 件以下	1.06	
	63 件	55 件		44 件	36 件		

(2) ハンドルキーパー推進店等の指定

設定の考え方	平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
全ての飲食店・酒類販売店等が指定等を受けていることをめざして、年間 1,000 店以上の指定をめざします。	現状値	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況
	3,900 店 (事業所)	1.09	5,400 店 (事業所)	0.96	6,400 店 (事業所)	0.88	
	2400 店 (事業所)	4,246 店 (事業所)		5,181 店 (事業所)	5,628 店 (事業所)		

(3) 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率

設定の考え方	平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
受講者に応じた飲酒運転防止内容を取り入れ 100% 実施をめざします。	現状値	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況
	100%	1.00	100%	1.00	100%	1.00	
	100%			100%	100%		

(4) 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科又は特別活動等）

設定の考え方	平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育の 100% 実施をめざします。	現状値	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況
	100%	1.00	100%	1.00	100%	1.00	
	100%			100%	100%		

(5) 飲酒運転違反者の受診率

設定の考え方	平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診率は、50% 以上をめざします。	現状値	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況
						46%	
		45.2%		43.7%		37.8%	0.82

6 汚染土壤処理業に関する指導要綱の制定について

1 制定の背景

汚染土壤の適正処理の確保を目的として、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下、「法」という。）が平成21年4月に改正され、都道府県知事が汚染土壤の処理を業として行う者を許可する制度が設けられました。

汚染土壤処理施設の設置にあたっては、周辺環境の悪化を懸念する地元住民等とのトラブルや他法令等を所管する関係機関、市町との調整不足によって生じる事業リスクなど、さまざまな問題が顕在しています。

現在、県内における汚染土壤処理業の許可業者は2者ありますが、今後、土壤汚染に対する社会的な関心の高まりとともに、汚染土壤処理業に関する相談も増加すると考えられることから、他自治体の制定状況等もふまえ、事業者が事前に行う手続を明示した要綱を制定することとします。

2 他都道府県の実態調査

(1) 要綱等の制定状況

要綱等により汚染土壤処理業の許可に関する事前手続（事業計画の提出等）を規定している都道府県の割合は45%（21／47）です。約半数の都道府県が要綱等を制定しています。

	条例	要綱	要領	規程	指針
都道府県数(47)	1	16	2	1	1

(H29.2.9岐阜県調査をもとに集計)

(2) 要綱等の規定別内容

要綱等に定められている事前手続の内容は主に4項目で、それぞれの項目の都道府県数は次のとおりです。大半の都道府県が、①法の所管部署との事前協議（事業計画の提出等）、②地元住民等への周知（説明会等）、③市町村への周知を規定していますが、④地元住民等の同意については、大半の都道府県で規定を設けていません。

要綱等に定められている事前手続の内容	都道府県数（割合※）
① 法の所管部署との事前協議（事業計画の提出等）	20 (95%)
② 地元住民等への周知（説明会等）	20 (95%)
③ 市町村への周知	18 (86%)
④ 地元住民等の同意	5 (24%)

(H29.2.9岐阜県調査をもとに集計)

割合※：都道府県数/21×100

3 要綱案の概要

(1) 目的

制定予定の要綱は、法第 22 条第 1 項または法第 23 条第 1 項に規定する許可を受けようとする者に対して、汚染土壌処理業許可申請前の手続について、必要な事項を定めることにより、事業者と地元住民等との信頼形成、円滑な手続の促進及び周辺環境の保全に配慮した施設の設置を図ることを目的とします。

(2) 主な規定内容

- ・法の所管部署（環境生活部）との事前協議（事業計画の提出等）
- ・関係機関（関係市町含む）との事前協議
- ・地元住民等への周知（説明会等）

4 今後の予定

平成 29 年 10 月～11 月	パブリックコメント、市町への意見照会
平成 29 年 12 月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の報告）
平成 30 年 1 月	制定・公表
平成 30 年 4 月	施行

7 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 趣旨

平成 28 年度において、環境生活部が所管する公の施設のうち、指定管理者に管理を行わせた施設は次の 4 施設です。

これらの施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、平成 28 年度分の管理状況を報告いたします。

加えて、平成 28 年度をもって指定期間が終了した「みえ県民交流センター」については、同要綱に基づき、指定期間全体の管理の実績に関する評価結果（全期間評価）をあわせて報告いたします。

2 施設の概要および報告内容

施設の名称	(1)三重県総合文化センター	(2)三重県環境学習情報センター	(3)みえ県民交流センター	(4)三重県交通安全研修センター
所在地	津市一身田上津部田 1234	四日市市桜町 3684-11	津市羽所町 700 アスト津3F	津市垂水 2566
指定管理者	公益財団法人 三重県文化振興 事業団	アクティオ株式会社	特定非営利活動法人 みえNPO ネットワークセンター	一般財団法人 三重県交通安全協会
指定の期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日 (5年間)【4期目】	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日 (5年間)【3期目】	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 34 年 3 月 31 日 (5年間)【3期目】	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日 (5年間)【5期目】
報告内容	・平成 28 年度 管理状況報告	・平成 28 年度 管理状況報告	・平成 28 年度 管理状況報告 ・全期間評価	・平成 28 年度 管理状況報告

※報告内容の詳細は次ページ以降を参照。

(1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成28年度分)

<県の評価等>

施設所管部名: 環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県総合文化センター（津市一身田上津部田1234番地）
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県文化振興事業団 理事長 雲井 敬（津市一身田上津部田1234番地）
指定の期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 三重県総合文化センターの管理運営及び施設貸出サービス 2 文化会館が提供する各種サービス（音楽・演劇等公演の提供、文化芸術に関する人材育成研修等） 3 生涯学習センターが提供する各種サービス（生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等） 4 男女共同参画センターが提供する各種サービス（男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等） 5 センターPR事業等

2 施設設置者としての県の評価

*指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H27	H28	H27	H28	
1 管理業務の実施状況	A	A			省エネルギー対策や定期的な防災訓練、計画的な修繕の実施など、適切な施設管理を行っている。平成28年5月開催の伊勢志摩サミット関連の危機管理対策として、従前からのテロを想定した訓練に加え、ごみ箱の撤去・透明化やコインロッカーの閉鎖等、危機管理対策を講じた。
2 施設の利用状況	A	A			施設貸出サービスにおいては、利用者ニーズをふまえたハード面の改善等、利便性の向上に努めた。また、事業面では、高い芸術性・専門性等を確保するとともに、文化会館事業で過去最多のプログラムを実施するなど、質・量ともに充実を図った。その結果、施設利用率や来場者数は高い水準で推移し、特に来場者数は過去最多となった。
3 成果目標及びその実績	A	A			成果目標13項目中9項目で目標を達成し、未達成の項目についても、要因分析を行い、改善に向けた対策を講じている。

*「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

*「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

*「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1)成果目標に対する達成度
	成果目標13項目のうち9項目で目標を達成している。未達成項目である「利用者満足度」については、一部貸館施設において、機器の老朽化により夏季の空調に関する満足度が低かったことが原因であり、パッケージエアコンの導入など改善策を講じることとしている（平成29年7月にパッケージエアコンを設置した）。文化会館の「公演事業入場率」及び「鑑賞型事業公演全体収支比率」については、共催事業の一部について、共催者の意向を優先して開催時期等を設定したことによるもので、今後の企画立案等に反映していくこととしている。 また、「生涯学習情報提供システムへのアクセス数(年間)」については、平成27年度のホームページのリニューアルによる構成変更等が原因であるため、個々の情報にアクセスしやすい工夫や情報の早期更新等に取り組んでいる。
	(2)残されている課題
	継続的な課題としては、事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのさらなるネットワークの構築があり、今後も推進していく。
	(3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定
	引き続き、成果目標の達成に向けて取り組んでいく必要がある。
	(4)その他 (県民ニーズの把握等)
	・きめ細かな利用者サービスにより、施設利用率は高い水準を維持している。また、ISO9001品質管理システムを導入しており、施設利用者や事業参加者、県民へのアンケート等によりニーズを把握し、サービス改善を図っている。 (施設の適正な維持管理の実施) ・計画的な修繕を行って良好な維持管理に努めるとともに、省エネルギー対策にも継続して取り組んだ。特に、冷房空調に関しては料金単価の低下傾向が続いたガス中心の運転を行ったことで、コスト削減につなげた。 (県民サービス向上等) ・公衆無線LANのエリア拡大（貸館エリアに加え、パブリックエリアを追加。平成28年4月から運用開始。）など、来館者サービスの強化を図っている。
	以上のことから、三重県総合文化センターの管理者として適切な実績を残していると評価できる。 引き続き、多様化する利用者ニーズを的確に把握して具体的な事業に結びつけ、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画の拠点施設として、適切な施設運営を進められることを期待する。

<指定管理者の評価・報告書(平成28年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県文化振興事業団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①三重県総合文化センター事業の実施に関する業務

施設貸出サービス、文化会館事業、生涯学習センター事業、男女共同参画センター事業等を実施した。「施設利用率」や「県立図書館を除く年間来場者数」は高い水準で推移し、特に、年間来場者数は過去最多(785,149人)となった。

・施設貸出サービス事業では、特別会議室のレイアウト変更を可能にするための形質変更(大型橙円形テーブルから口の字型形式への変更)や、幅広い利用ニーズに対応するためのギャラリーの音響改修等、利便性の向上を図りながら、各施設の貸出しを行った。また、利用者の安全を確保するため、防災避難訓練等を実施した。

・文化会館事業では、過去最多の全72プログラムを実施した。ウーン少年合唱団、ローマ・イタリア歌劇団オペラ「ラ・ボエーム」等の芸術性の高い公演や、人気シリーズ「ワンコインコンサート」(10回実施)、M-PAD(9回実施)等の個性的な事業を実施するとともに、ミエ・ユース・ウインド・オーケストラ、ミエ・ユース演劇ラボ等により、本県の将来の文化を担う人材を育成した。

・生涯学習センター事業では、県内高等教育機関やミュージアムと連携し、「みえアカデミックセミナー」(オープニング1回、公開セミナー14回、移動講座6回)や「みえミュージアムセミナー」(8回実施)等、延べ160の公演・講座を開催するとともに、各種学習相談への対応、生涯学習関係団体の連携・交流の促進、次世代育成を目的とした「文化体験パートナーシップ活動推進事業」(延べ71校で実施)等に取り組んだ。

・男女共同参画センター事業では、第4期の指定管理のテーマにある「三重に、新しいLIFEを！」のもと、新たな課題に対しアプローチを行った結果、事業参加者は目標値12,000人を大きく上回る23,706人となった。また、男性の意識改革を目的とした研修学習事業や新たな社会課題をテーマにした参画交流事業を開催した結果、事業参加者満足度は84.9%、新規事業参加率は54.5%となり、いずれも目標値を達成した。

・その他、広報誌「Mニュース」の発行(4回、各4万部発行)や「M祭！2016 キッズ・アート・フェスティバル」(11,503名参加)等のPR事業や、レストラン事業、売店事業等の来館者サービス事業を実施した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

・開館23年目を迎え、施設の老朽化が進んでいることから計画的な修繕を行い、利用者の安全・安心の確保を第一に施設及び設備の維持管理に努めた。

・照明器具のLED化及び照明・空調の管理徹底、空調に関わる電気・ガスの運転方法見直し等の省エネルギー対策を引き続き実施した。特に、冷房空調に関して、料金単価の低下傾向が続いたガス中心に見直したことで大幅なコスト削減につなげた。

③県施策への配慮に関する業務

・バリアフリー化、雇用の機会均等、人権の配慮等6項目の人権尊重基本方針や男女が性別に関わりなく個性や能力を発揮できる社会をめざした男女共同参画基本方針を策定しており、利用しやすく快適な施設づくりや主催事業における大ホールの車いす席の優先チケット販売、要約筆記や手話付き事業、職員の育児休暇の取得推進等を実施した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

・県に準じた情報公開実施要綱を平成12年度に制定しており、これに基づき、開示請求1件に適切に対応した。

・管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないよう、平成17年度に策定した個人情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。

⑤その他の業務

特になし

(2)施設の利用状況

全館利用率、全館利用者数とも平成27年度とほぼ変わらず高い水準で推移した。

	平成27年度実績	平成28年度実績	対前年度比
全館利用率	80.2%	80.9%	0.7ポイント
全館利用者数	743,575人	785,149人	41,574人
文化会館利用率	78.8%	79.8%	1.0ポイント
文化会館利用者数	557,120人	594,396人	37,276人
生涯学習センター利用率	85.8%	85.6%	△0.2ポイント
生涯学習センター利用者数	66,978人	66,892人	△86人
男女共同参画センター利用率	79.1%	79.6%	0.5ポイント
男女共同参画センター利用者数	119,477人	123,861人	4,384人

2 利用料金の収入の実績

(単位:円)

施設の一部改修のため、平成27年度を下回ったものの、高い水準で推移した。

	平成27年度実績	平成28年度実績	対前年度比
貸出施設収入額	151,916,242	151,379,330	△ 536,912
サービス料収入額	5,395,644	5,265,218	△ 130,426
全施設収入額合計	157,311,886	156,644,548	△ 667,338

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H27	H28		H27	H28
指定管理料	810,148,000	808,840,000	事業費	231,177,126	218,945,322
利用料金収入	157,311,886	156,644,548	管理費	861,115,974	835,912,751
その他の収入	194,464,540	167,652,248	その他の支出	0	0
合計 (a)	1,161,924,426	1,133,136,796	合計 (b)	1,092,293,100	1,054,858,073
収支差額 (a)-(b)	69,631,326	78,278,723			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	

4 成果目標とその実績

成果目標項目	目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
県立図書館を除く年間来場者数	712,000人	785,149人	来館者アンケート満足度(8項目平均・4段階で3以上)	88.0%	92.3%
施設利用率	79.2%	80.9%	利用満足度(4段階評価で4以上)	83.0%	82.6%
文化会館事業参加者満足度(5段階評価で4以上)	95.0%	96.4%	文化会館公演事業入場率	82.0%	78.1%
文化会館鑑賞型事業公演全体収支比率	92.0%	91.7%			
生涯学習センター生涯学習情報提供システムへのアクセス数(年間)	256,000件	222,503件	生涯学習センターアウトリーチ講座実施数	65回	93回
生涯学習センター事業参加者満足度(5段階評価で4以上)	77.0%	80.1%			
男女共同参画センター主催事業参加者数	12,000人	23,706人	男女共同参画センター新規事業参加率	51.0%	54.5%
男女共同参画センター事業参加者満足度(4段階評価で4以上)	81.0%	84.9%			
今後の取組方針	・13項目中9項目で目標達成となった。今後も引き続き、魅力ある事業展開、サービスの向上に努めていく。 ・公益性と収益性のバランスのとれた経営に努めていく。				

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H27	H28	
1 管理業務の実施状況	A	A	第4期目の指定管理の2年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行い、目標達成に向けて着実に実績を積み上げた。サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。
2 施設の利用状況	A	A	従来からのきめ細やかなサービスに加え、特別会議室やギャラリーを利用しやすいように改善するなど利便性の向上に努め、「施設利用率」80.9%（目標値79.2%）、「県立図書館を除く年間来場者数」785,149人（目標712,000人）となった。
3 成果目標及びその実績	A	A	成果目標13項目中9項目で目標を達成した。未達成の項目は「利用者満足度」、「公演事業入場率」、「鑑賞型事業公演全体収支比率」、「生涯学習情報提供システムへのアクセス数（年間）」である。「利用満足度」については、原因と考えられる冷房空調の改善策を講じ、平成29年度に改善している。「公演事業入場率」及び「鑑賞型事業公演全体収支比率」に関しては、一部の共催事業の低調が大きく影響したもので、今後の企画立案等に反映していくこととしているため、改善が見込まれる。また、「生涯学習情報システムへのアクセス数（年間）」については、要因の分析結果に基づき、改善策を講じている。

※評価の項目「1」の評価： 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 業務計画を順調に実施している。

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価： 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 当初の目標を達成している。

「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	全体として目標達成に向けて着実に実績を積み上げ、さらなるサービスの向上、経営効率の向上、組織力強化に努め、経費の収支状況においては前年度に引き続き黒字となっている。 (1)成果目標に対する達成度 第4期の指定管理の2年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行い、目標達成に向けて着実に実績を積み上げ、成果目標13項目中9項目で目標を達成した。来館者数については、過去最多であった平成21年度の781,159人を上回った。
	(2)残されている課題 繙続的な課題としては、事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのさらなるネットワークの構築があり、今後も推進していく。 (3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定 引き続き成果目標の達成に向けて努めていく。 (4)その他 (県民ニーズの把握等) • ISO9001品質マネジメントシステムに基づく来館者アンケートの分析や職員の提案等により、高水準な利用者サービスに努めた。また、公演や講座等の事業参加者や貸出施設の利用者に対しても同様にアンケート調査・分析を行い、事業運営や企画に利用者の意見を反映させるように努めた。 (施設の適正な維持管理の実施) • サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。 • 東日本大震災以降、取組を強化している危機管理対策では、図書館等を含めた総合文化センター全体の避難訓練を実施し、大地震発生時の対応能力強化に努めた。 • 伊勢志摩サミット開催の際には、ハード面、ソフト面において危機管理対策を講じ、問題なくサミット期間を終えた。 (県民サービス向上等) • 無線LANサービスについて、貸館エリアに加えてパブリックエリアにも拡大し、4月から運用を開始した。東紀州からのバスツアーやお茶所なごみの運営等、引き続き来館者サービスの強化を図った。 • 「来館者アンケート満足度」は高い数値を維持しており、お客様・来館者からの高い支持を得ることができた。

(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成28年度分)

<県の評価等>

施設所管部名： 環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター（四日市市桜町3684-11）
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 鈴木 悟 (東京都目黒区下目黒1丁目1番11号 目黒東洋ビル4階)
指定の期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全に関する普及啓発を行うこと ・環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと ・環境に関する情報の収集及び提供を行うこと ・環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること ・その他(施設等の維持管理及び修繕に関すること等)

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H27	H28	H27	H28	
1 管理業務の実施状況	B	B			展示室の巡回による点検、図書管理、研修室・実習室・パネル・教材キットの貸出など施設の維持管理を適切に行っている。 県内各地で幅広い年齢層を対象に講座を開き、環境学習の推進を図るとともに、他機関等と連携することで、講座の幅を広げている。
2 施設の利用状況	B	B			各市町教育委員会に対し、施設利用のための営業活動を継続して行い、見学視察・体験教室での利用の増加につなげている。 「かんきょう工作教室」を新設し、毎月1回実施するとともに、環境保全に取り組む市民団体や企業などによる自然保護活動の事例紹介や自然素材を利用した作品などの企画展示を2ヶ月ごとに行うなど、施設を利用してもらうための工夫をしている。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標のうち「環境教育参加者数」は目標値を達成できなかったが、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」、「指導者養成を目的とした講座受講者数」、「他の環境団体と協働した環境活動数」、「講座参加者の満足度」は目標を達成している。また、環境教育参加者数と講座受講者数はいずれも昨年度を上回っている。

※「評価の項目」の県の

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

評価：

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 参加者数や満足度などの成果目標について、環境教育参加者数以外は達成することができた。
	(2) 残されている課題 児童生徒を対象とした環境教育参加者数は目標を達成したが、県内の児童生徒数は年々減っており、出前講座の実施回数は増えているものの、1講座当たりの参加者数が減少傾向にあることから、引き続き、参加者数を維持できるよう、児童生徒向けの環境教育に注力していく必要がある。 また、センター講座受講者の受講後のステップアップ活動への参加促進や、県内における他の環境活動者とのネットワークの構築については、継続的課題となっている。
	(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 「他の環境団体等と協働した環境活動数」については、年度ごとに目標値を上げており、「環境教育参加者数」等とあわせ、さらに高い目標をめざして積極的な活動が期待できる。

(4) その他

・県民のサービス向上の成果

前指定期間に引き続き、県内各地での主催講座や出前講座の開催、イベントの開催・出展、社会見学の受け入れ、情報発信、施設や図書等の維持管理が適切に行われた。環境情報の収集・発信については、得られた情報を講座に組み入れて提供するとともに、講座、イベントの開催案内を情報誌「環境学習みえ」やメールマガジン等により積極的に行った。また、一般公募事業として「地球温暖化防止啓発ポスターコンクール」を実施し、より多くの人に関心を高めてもらうとともに、「みえ環境フェア」において入賞者を表彰し、作品を博物館やショッピングモールで展示した。

・県民の平等利用の確保

業務の実施については、循環型社会の創造に向けた環境保全活動や次世代育成支援に取り組むとともに、講座開催場所の地域バランスを考慮している。遠隔地からの出前講座の依頼にも開催時間を調整するなど、きめ細かい対応がされている。講座の開催にあたっては、県内各地の河川で地元学校や地域住民とともに水生生物調査を行い、森林公園等で環境活動団体と共にバードウォッチングを行うなど、地域の自然の活用や他機関との交流・連携に配慮がされている。

以上のことから、三重県環境学習情報センターの管理者として適切な実績を残していると評価できる。

<指定管理者の評価・報告書(平成28年度分)>

指定管理者の名称： アクティオ株式会社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に関する業務

・三重県環境学習情報センターの管理事業の実施にあたっては、基本協定書及び年度協定書の管理業務(業務計画書)に基づき、センターの維持管理業務、環境に関する各種講座の開催や見学の受け入れ、各種イベントでの普及啓発、「こどもエコクラブ」三重県事務局としての支援業務などを遂行し、環境教育の普及・啓発と県民サービスの向上に努めた。

a. 展示施設関係

・展示施設等維持管理業務では、展示室の維持管理、研修室等の貸室業務、図書の管理業務を実施した。
貸室利用は 14 回あり、いずれも減免申請が提出され、全額免除した。
・センター所有の貸出用環境啓発パネルや備品などの管理及び貸し出しを行った。貸し出しは、環境啓発パネル延べ 56 枚、教材キットを延べ 49 種 506 点貸し出した。

b. 講座関係

・指導者養成講座は、志摩市大王町のともやま公園芝生広場で開催した入門講座「みえ星空環境案内人実践講座」(受講者:11 人)を最初に、最後の環境学習リーダー養成講座「ファシリテーター養成コース」(受講者:22 人)まで、87 回開催し、延べ 1,902 人の方が受講した。主な講座としては、「環境基礎講座」「プロジェクト・ワイルド エデュケーター養成講習会」「環境学習リーダー養成講座」などを開催した。
・その他、センター主催講座は、18 回開催し 588 人受講し、出前講座は、174 回出向き 7,428 人が受講した。またセンターの施設見学・体験講座は、74 団体 3,281 人が受講した。なお、講座の開催にあたっては、県内各地の河川で地元学校や地域住民とともに水生生物調査を行い、三重県上野森林公園や日本野鳥の会三重と共に催し、バードウォッチングを行うなど地域の自然の活用や他機関との交流・連携にも配慮した。

c. 環境イベント関係

・環境啓発教育事業としては、7月に「夏のエコフェア 2016」を四日市大学と株式会社東産業と共同で開催し、二日間で 4,387 人の入場者があり盛況であった。またそれに前後して4月の「春のキッズエコフェア」(入場者:1,842 人)、9月の「秋のキッズエコフェア」(入場者:1,782 人)を開催した。

d. 情報収集発信関係

・公的機関や環境団体が開催する催事やポスター・チラシを当センター内に掲示するとともに、県内で開催される他団体が主催する行事に参加(出展)し、当センターの活動内容を紹介・配布するなどし、環境の保全に関する啓発や普及に努めた。
・環境情報の収集・発信について、新聞や情報誌などから環境に関する情報の収集に努め、得られた情報は隨時、講座に組み入れるなどして提供した。さらに各種講座・イベントの開催案内については、チラシの配布や報道機関への資料提供をより積極的に行なった。年に4回発行している情報誌「環境学習みえ」では、毎回特集で環境の保全に従事する方や団体にスポットを当て紹介した。そのほかメールマガジン、ホームページ SNS サイト「Facebook」を運用し、広報及び情報発信に努めた。
・一般公募事業として「地球温暖化防止啓発ポスターコンクール」を実施し、地球温暖化防止をテーマにした啓発ポスターを募集した。身近な視点から地球温暖化防止に向けてメッセージを発信し、より多くの人に関心を高めてもらうことを狙いとしたもので、2,084 作品(中学生の部 1,683 作品、小学生の部 401 作品)が寄せられた。その中から優秀作 16 作品(小学生の部8作品、中学生の部8作品)を選び表彰し、三重県総合博物館、環境学習情報センター及びイオンモール東員で入賞作品の展示を行った。

e. こどもエコクラブ関係

・三重県事務局として取り組む「こどもエコクラブ」は、コーディネーター研修会として、4月に「こどもエコクラブ市町担当者研修会を開催し、17 人の参加を得た。また、10 月に「三重県こどもエコクラブ県内交流会 2016」を三重県保健環境研究所で開催し、2クラブ 21 人の参加があった。県内の「こどもエコクラブ」の登録会員数は、年間で 51 クラブ、12,987 人であった。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・研修室、実習室、展示コーナー、図書コーナーなどの点検整備やチラシなどの掲示物の整理整頓を、毎日巡回し、適正な維持管理に努めた。
- ・県備品、図書の適正な維持管理を行った。
- ・貸出用環境啓発パネル及び教材キットの適正な整備、管理を行った。
- ・照明は必要な箇所のみ点灯し、冷暖房は省エネ温度に設定した。

③ 県施策への配慮に関する業務

a. 人権尊重社会の実現への取組

- ・聴覚の不自由な方のために受付で筆談ができるようにしている。
- ・当センターにおいて、各講座を企画する際、安全等十分検討した上で、県民の方々に、平等に講座を受けていただける機会を提供できるよう配慮している。

b. 男女共同参画社会実現への取組

- ・三重県男女共同参画センター事業「フレンテまつり」へ参加出した。
- ・当センターのイベント開催時は、乳児連れの参加者を想定し、授乳室を用意している。

c. 持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組

- ・地域・職場で中心的役割となる指導者育成の取組として、環境学習指導者養成入門コース「環境基礎講座」全 17 講座を行い、計 272 名の参加があった。また、環境学習リーダー養成講座において、ESD指導者養成講座を行い、計 90 名の参加があった。

d. 次世代育成支援対策への取組

- ・次世代を担う子どもたちの育成支援対策の一環として「子ども向け環境講座」を2回と、夏休み期間中に「夏休みこども環境講座」を、8回開催した。
- ・小学校高学年を中心に施設見学と体験学習を行い、52 回、3,071 人の参加があった。
- ・学校、幼稚園、保育園に出前講座を行い、114 回、5,935 人の参加があった。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・「三重県環境学習情報センターの管理に関する情報公開実施要領」に基づき、適切に対処した。
なお、平成 28 年度において、情報公開開示請求はなかった。
- ・個人情報保護は「三重県個人情報保護条例」を遵守するとともに、「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書」第 12 条に基づく「個人情報保護に関する事項」に従い、適切な管理を行った。
- ・県が実施する、情報公開・個人情報保護制度研修会に参加した。また社内においても「施設個人情報安全対策」に基づき、個人情報保護教育を行った。

⑤ その他の業務

- ・来館者向けの休憩場所として、簡易飲料コーナー「エコカフェ」(丸テーブルに椅子4脚を常設)を設置し、来館者の方に、自由にお茶とインスタントコーヒーを飲んでいただくことで、館内をゆっくり見学していただけるよう配慮した。
- ・「今月の企画展示」として、環境に関係した取組を実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体等の活動紹介を月替わりで行った。
- ・近隣3施設(四日市市ふれあい牧場、四日市スポーツランド、四日市市少年自然の家)と協力し、春・秋の「ワクワクふれあいまつり」を開催した。毎月1回程度の定例会議を行い、イベント告知チラシの共同作成や、駐車場対策としてループバスを運行するなど、来場者を歓迎する対策を講じた。
- ・危機管理体制の確保として、危機管理マニュアルを更新し、定例ミーティングで危機管理対策の事例研究を実施するなど、スタッフの意識啓発を実施した。また、三重県保健環境研究所の建物全体で防災訓練を実施するとともに、職員が救急救命講習を受講するなど、救命技能を習得した。

(2)施設の利用状況

環境学習情報センターの利用者数			
	目標	実績	達成率
平成 28 年度 環境教育参加者数	34,000 人	31,478 人	92.6%
平成 27 年度 環境教育参加者数	27,500 人	29,873 人	108.6%
対前年度比	23.6 ポイント	5.4 ポイント	
利用者数内訳			
	回数	人数	
主催講座	92 回	2,347 人	
出前講座	174 回	7,428 人	
学校社会見学	52 回	3,071 人	
一般団体見学	22 回	210 人	
フリー来館		3,226 人	
交流会	41 回	542 人	
行事等	19 回	12,570 人	
ポスターコンクール		2,084 人	
	400 回	31,478 人	

2 利用料金の収入の実績

- (1)貸室利用が 14 回あったが、全てを减免対象として無料で許可した。
 (2)その他の収入 933,602 円。(イベントの飲食ブース出展料、講座の材料費、参加費、テキスト代等と、夏のエコフェアに伴う株式会社東産業の負担金収入(663,440 円))

3 管理業務に関する経費の收支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H27	H28		H27	H28
指定管理料	36,841,000	39,890,000	事業費	32,671,408	37,575,574
利用料金収入	0	0	管理費	2,372,370	4,147,455
その他の収入	223,169	933,602	その他の支出	0	0
合計 (a)	37,064,169	40,823,602	合計 (b)	35,043,778	41,723,029
収支差額 (a)-(b)	2,020,391	△899,427			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	74,300 円
---------	----------

4 成果目標とその実績

(1)達成すべき成果目標

達成すべき成果目標	目標値	目標に対する実績	達成率
①環境教育参加者数	34,000人	31,478人	92.6%
②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	10,000人	11,463人	114.6%
③指導者養成を目的とした講座受講者数	1,500人	1,902人	126.8%
④他の環境団体等と協働した環境活動数	15件	25件	166.7%
⑤講座の参加者の満足度	90%	99.7%	

(2)独自で定めた自主目標

独自で定めた成果目標	目標値	目標に対する実績	達成率
①一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人	1,775人	65.7%※
②「センター通信」等の情報発信数	365回	376回	103.0%

※一般の県民を対象とした環境学習参加者数は1,775人で成果目標に対して65.7%の達成率であるが、平成27年度までは、学校以外で「児童・生徒」を対象とした「学童保育」や「放課後クラブ」等の参加者数は「一般県民」としてカウントしていた。平成28年度はこの数を成果目標の「②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」としてカウントするよう改めた。従来のカウントでは3,044人(112.7%)となる。

今後の取組方針	(1)県内の学校、教育委員会へのPR活動を継続し、学校の施設見学の増大に結びつくよう努める。 (2)フリー来館者のリピーターが増えるよう、展示やセンター開催の講座の工夫に努める。 (3)県内の施設や企業・団体に働きかけ、これまでにない連携を図り、環境学習推進事業の拡大に努める。 (4)環境講座の受講者には環境問題への「気づき」から、活動の「実践」へつながる活動への導きや、スキルアップ講座などを企画し、指導者として独り立ちできるまでの支援を継続的に行う。 (5)こどもエコクラブ事業は、三重県事務局として全国事務局の公益財団法人日本環境協会と連携し、こどもエコクラブの発展に努める。			

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H27	H28	
1 管理業務の実施状況	B	B	①毎日、展示室巡回による点検、図書コーナー、掲示物、チラシの整理整頓、エコカフェの管理、実習室や研修室の点検等を行い、適正な維持管理ができた。 ②貸し出しパネル、教材の維持管理も適正に管理した。 ③貸室は14回あったが、利用目的の全てが営利目的以外の研修や会議であったため、減免手続きなど適正に行った。 ④県内各地で幅広い年齢層向けに講座を開き、環境学習の推進に大いに成果があった。また県及び他機関・他施設と連携することで講座の幅を広げることができた。 ⑤情報誌を5,000部発行し、昨年度に比べ152人の講座等の受講者数を拡大することができた。
2 施設の利用状況	B	B	①各市町教育委員会に対し、小学校・中学校の社会見学先としてセンターの施設見学や環境学習利用について案内し、年間を通じて利用促進に努めた。 ②来館者満足度向上を図るために、来館者への声かけや常設展示を楽しく見学できる企画を、年間を通して実施した。未就学児童でも参加できる「エコぞうラリー」や、主に小学生を対象とした「かんきょうクイズ」は好評であった。 ③平成28年度から「かんきょう工作教室 あそべるたいむ」を新設し、毎月第2日曜日 13:30～15:30の時間帯に定期開催した。この企画は「どんぐりゴマ」や「木のぶんぶんゴマ」など、身近な素材を使った工作教室で、出来上がった工作物で遊ぶことがねらいである。毎月違うプログラムを用意し、開催時間中に訪れた来館者に随時参加していただき、大変好評だった。

			<p>④常設展示のほか、企画展示を実施した。個人、団体及び企業を対象に、工作物や写真、標本や生きた水生生物の展示など、2ヶ月ごとに交替で展示を実施した。チラシ配布やHPでPRするなど来館者の誘引に努めた。</p> <p>⑤春、夏、秋の年3回、センター主催のイベントを開催し、センターの認知度アップを図るとともに施設利用者の誘引に努めた。</p> <p>⑥数値結果について、センターへのフリー来館者数は昨年度に比べ 677 人の減となつたが、平成 28 年度業務計画書に記載した事業は計画どおりに完遂した。</p>
3 成果目標及びその実績	B	B	<p>①環境教育参加者数は、31,478 人の利用があり、前年度比では 105.3% であったが、平成 28 年度目標値 34,000 人に対しては 92.6% と未達成となった。</p> <p>②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数は、11,463 人の利用があり、114.6% を達成。従来カウントでも 10,194 人(101.9%)で達成した。</p> <p>③指導者養成を目的とした講座受講者数は、1,902 人の利用があり、126.8% を達成した。</p> <p>④講座参加者の満足度は、全体を通して 90% 以上を達成した。</p> <p>⑤平成 28 年度から新設された「協働団体目標数」は、積極的に協働を呼びかけ取り組んだ結果、25 団体となった。目標 15 団体に対し、166.7% を達成した。</p> <p>⑥自主目標についても次の成果が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な県民を対象とした環境学習参加者数は 1,775 人の利用があり、成果目標に対して 65.7% の達成率であるが、従来のカウントでは 3,044 人(112.7%)と目標達成した。 ※平成 27 年度までは、学校以外で「児童・生徒」を対象とした「学童保育」や「放課後クラブ」等の参加者数は「一般県民」としてカウントしていた。 平成 28 年度はこの数を成果目標の「②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」としてカウントするよう改めた。 ・「センター通信」等の情報発信数は 376 回行い、103.0% を達成した。 <p>⑦成果目標について、参加総数目標は未達成となつたが、平成 28 年度業務計画書に記載した事業は計画どおりに完遂し、出前講座や交流会等の実施増に努めた結果、一定の成果が得られた。</p>

※評価の項目「1」の評価：

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 当初の目標を達成している。
 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	(1) 成果目標
	新規事業や講座を積極的に実施したが、自主設定目標を含め、その一部については目標値を達成することができなかつた。
	(2) 残されている課題
	<p>①児童・生徒を対象とした環境教育参加者数は、目標の 10,000 人をクリアしているが、参加児童・生徒数の減や出前講座を希望する学校の増など、当センターの努力による解決が困難な要因がある。</p> <p>②また、一般来館者の増対策についても、新設の「かんきょう工作教室 あそべるたいむ」の定着・発展とPR活動を継続する必要がある。</p> <p>③当センター受講者の受講後のステップアップ活動への参加促進や県内における他の環境活動者とのネットワークの構築については、今後も継続的に取り組む必要がある。</p>

	(3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定
	1)達成すべき成果目標
①環境教育参加者数	34,000人以上
②児童・生徒を対とした環境教育参加者数	10,000人以上
③指導者育成を目的とした講座受講者数	1,500人以上
④他の環境団体等と協働した環境活動数	16件以上
⑤講座の参加者の満足度	90%以上
	2)独自で定めた成果目標
①一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人以上
②「センター通信」等の情報発信数	365回以上
	(4)その他
①県民の平等利用の確保	講座開催場所を地域のバランスを考慮して実施した。センターからは遠隔地となる学校、公民館からの出前講座の依頼にもできる限り対応できるよう、広報の仕方や開催時間の調整など、きめ細かい対応に努めた。
②県民サービス向上の成果	情報誌「環境学習みえ」の年4回の発行・増刷やメールマガジン、SNS「Facebook」、ブログの運用で積極的に情報提供を行った。
③施設内の環境保全の取組	事務所及び展示ブースの照明は必要な箇所のみ点灯し、冷暖房を省エネ温度に設定し環境保全に取り組んだ。
④危機管理体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練を三重県保健環境研究所とともに実施し、危機管理マニュアルを更新した。 ・職員が救急救命講習を受講し、救命技能を習得した。 ・さすまたや、カラーボールなど設置して不測の事態に備えている。 ・イベント開催では、近隣の警察署、消防署、病院に万一の時の対応をお願いしている。

(3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成28年度分)

<県の評価等>

施設所管部名： 環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	みえ県民交流センター（津市羽所町700番地 アスト津3階）
指定管理者の名称等	特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター 代表理事 松井 真理子 (四日市市壹生町1200 四日市大学 特定非営利活動法人市民社会研究所内)
指定の期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 3 市民活動に関する情報の受発信に関する業務 4 地域NPO支援組織の機能向上・連携交流に関する業務 5 利用料金の收受に関する業務 6 施設の維持管理に関する業務 7 その他施設の管理運営上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

*指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H27	H28	H27	H28	
1 管理業務の実施状況	B	B			利用者が安全に安心して利用できるよう、外部委員会や利用者アンケートで意見も聴きながら施設や備品の管理が良好に行われている。また、助成金情報やボランティア情報など利用者から要望の高い情報については、SNSや情報誌等でわかりやすく発信するとともに、市民活動等に役立つ各種セミナーを開催するなど、県域の市民活動センターとしての役割を果たしている。
2 施設の利用状況	B	B			駅に隣接した利便性に加え、利用者の意見をふまえたサービスや市民活動に関する情報発信により、年間延べ3,789の市民活動団体等が利用し、センター全体の来館者数は延べ62,320人となっているほか、企業からの積極的な利用も増加している。
3 成果目標及びその実績	B	B			①センター来館者数62,320人（目標60,000人）、②センターが把握する県内のNPO（ボランティア団体・市民活動団体）の増加数139団体（目標100団体）、③指定管理者が実施した人材育成事業への参加人数130人（目標100人）となり、すべての成果目標を達成した。

*「評価の項目」の県の評価：
 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1)成果目標に対する達成度 ・成果目標3項目をすべて達成している。 ・利用者アンケートなどを実施し利用しやすい環境づくりに努めるとともに、ニーズに応じたセミナー等の開催や情報発信などに取り組んだ結果、来館者数及び人材育成事業への参加者数が平成27年度に引き続き成果目標を上回っている。 ・センターが把握する県内NPO（ボランティア団体・市民活動団体）の増加数については、各市町の市民活動センター・社会福祉協議会等の協力を得ながら積極的に働きかけた結果、目標を達成することができた。
	(2)残されている課題 ・開設後の経年による影響がでている施設や備品の更新・修繕を検討し、必要な経費を確保する必要がある。 ・10代から30代の若い層の施設利用が少ないことに加え、一部のセミナー等の参加者が少ないとから、安定的に集客が見込める企画や広報が求められる。
	(3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定 ・引き続き、外部委員会や利用者の声を取り入れながら利用しやすい環境づくりやサービスの向上に努めるとともに、ニーズや時機に応じたテーマによるセミナー等を開催することが必要である。
	(4)その他 (施設の適正な維持管理の実施) ・良好な管理運営を行うとともに、救急救命講習や避難訓練・防災訓練のほか、資質向上のため多岐にわたる研修に職員を参加させ、利用者サービスの向上に努めている。 ・利用者拡大のため、利用団体の代表者等による外部委員会を継続して設置し、館内環境の改善に取り組んでいる。 (県民サービス向上の成果) ・団体の運営力や基盤強化を目的とした「NPOグレードアップセミナー」では、資金調達に焦点を当てるとともに、金融機関と連携するなど質の高い講座を実施したことでの参加者の高い満足度につながった。また、人材育成セミナーのうち、毎月1回開催の若者を対象とした勉強会では、若年層がNPOや市民活動にふれる機会を提供した。 ・12月の「市民活動・NPO月間」では、平成27年度から引き続き連携企画を公募するとともに、数値目標を設けて各連携企画の質の向上を図った結果、全体の参加者数が増加した。また、平成28年度は次年度に向けて月間終了後に振り返りフォーラムを実施した。 ・県内外のNGOやNPOと協働で開催した「市民の伊勢志摩サミット」により、団体の政策提言力の向上や東海地域におけるNPO間のネットワーク強化につながった。
	以上のことから、みえ県民交流センターの指定管理者として、設置趣旨や県域の市民活動センターとして役割を十分認識した管理運営を行っていると評価できる。今後も引き続き、指定管理者が持つネットワーク機能を生かし、市民活動の促進並びに団体等の連携や交流につながる取組の一層の充実を期待する。

<指定管理者の評価・報告書(平成28年度分)>

指定管理者の名称:特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①センター管理運営事業の実施に関する業務

(1) 講座・研修の実施

- ・センターの総合案内の役割を担うとともに、市民活動・ボランティア団体向けのセミナー、中間支援団体向けの交流会や講座、県民がNPOに関わるためのきっかけづくりとしてのキャンペーンなどを実施した。
- ・市民活動促進及び国際化を推進するためのセミナーやイベントを実施し、入場者数、参加者満足度の点で高い評価を得た。
- ・団体の運営力、団体基盤強化のためのNPOグレードアップセミナーは、事業計画や資金計画づくりに詳しい外部講師を招き、ワークショップ等の実践的な内容を取り入れたものを実施した(参加者合計34名)。
- ・NPO相談事業では、NPO法人設立に関する講座を開催し、定員を上回る22名の参加があった。
- ・中間支援団体の今後のあり方を考える「あり方研究会」は、県内の市民活動センター等と社会福祉協議会との意見交換会や合同勉強会を行った。同じ地域の中間支援団体がお互いに理解を深める機会となった。
- ・多文化共生理解イベントでは、昨年度まで開催していた子どもを対象としたイベントから一般対象のものへと方向性を変え、300名の来場があり、県民の多文化共生への理解の促進が図られた。

(2) 情報の受発信

- ・県民への市民活動に関する情報発信のために、ホームページを良好に運営するとともに、facebook、ツイッターなど既存のSNSとの連動を強化するなど、より充実した広報に努めた。また、助成金情報・イベント情報は常時30件程度掲載した。
- ・「みえ市民活動・ボランティアニュース」は月1回(各10,000部)発行し、NPO活動及びNPOが取り組む社会課題の提示ができた。また、県内の市民活動センターと協力して地域の団体を紹介する「三重ぐるり」は、利用者アンケートによると最も関心の高い結果が出ており、県民に対するNPO、市民活動の啓発という意味で一定の効果があったと考えられる。
- ・「市民活動団体情報のデータベース化事業」は、県内各連携・協力団体の協力により、平成28年度定期更新で3,167団体の情報が集まり、ホームページに情報掲載した(平成27年度より139団体増／重複削除)。

(3) 施設利用状況の把握

- ・外部委員会を設置し、年2回意見交換を行い、いただいた意見をもとに改善を行った。
- ・利用者アンケートを行った。
- ・交流スペースA及びミーティングルームの利用は1,073件、備品機材利用は1,739件と、ほぼ例年の実績を維持した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・利用者が気持ちよく利用できるように、机・椅子などの日常的な整理と清掃、備品の不具合への対応、館内の温度管理などの環境整備、人目につきにくい場所やトイレ等の安全対策に重点をおき、施設の適切な管理及び維持に努めた。
- ・蛍光管の使用削減などを継続して行い、一部スペースの消灯時間を早めるなど、スタッフが率先してこまめな節電を心がけた。
- ・機器・備品に所定の使用料金を設定し、適正に管理・貸出を行った。貸出にあたっては、備品の動作状態や不具合を点検し、返却時にも備品の状態確認を行った。
- ・市民活動団体ファイルは、整理・情報更新を行い、利用しやすい環境づくりに努めた。
- ・図書コーナーの蔵書の定期的な整理と新刊の補充を行った。また、返却のない本については、定期的に確認を行い返却を求めたほか、利用者から要望のあった書籍については一部購入を行った。

③県施策への配慮に関する業務

- ・相談者スキルアップ研修(人権研修)にスタッフを参加させ、人権問題についての知識と理解を深め、窓口対応や相談対応に生かした。
- ・性別や年齢にとらわれない業務分担をすることで、職員の個性や能力が十分発揮できるよう配慮した。
- ・引き継ぎ、職員が育休を取得するなど、子育て世帯が働きやすい環境が整っている。
- ・節電、リサイクル、再生紙の利用など、業務の中で環境に配慮した取組を行った。
- ・利用団体の要望により、筆談用ノートとペンをわかりやすい場所に配置したことで利用頻度が高まった。また、点字ブロック周辺には物を置かないよう徹底し、利用団体にも注意を促すなどバリアフリー環境の維持に努めた。
- ・平成28年熊本・大分地震支援のため、みえ県民交流センター内に設置された「みえ災害ボランティア支援センター」(平成28年4月27日～平成28年10月31日)に対して、夜間の電話対応などに協力するとともに、毎月の幹事会に参加した。また、災害及び事故等の不測の事態に備えて、消防訓練、避難誘導訓練に参加し、センターに設置されているAEDの的確な操作方法も確認した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・三重県情報公開条例に基づき、公開に関して「情報公開規定」を整備し、確実に対応できる体制を作った。平成28年度に開示請求はなかった。
- ・基本協定書第12条に基づき、センター管理に関して知り得た情報を適切に取り扱い、個人情報が保護されるよう配慮した。

⑤その他の業務

特になし。

(2) 施設の利用状況

みえ県民交流センター(指定管理対象施設のみ)の利用者数
・目標 60,000人 ・実績 62,320人

施設別実績内訳

交流スペース・ミーティングルーム他	59,062人
イベント情報コーナー	3,258人

2 利用料金の収入の実績

平成28年度実績					
利用料金収入額	1,687,530円				

3 管理業務に関する経費の収支状況

収入の部			支出の部		
	H27	H28		H27	H28
指定管理料	29,272,000	29,272,000	事業費	30,942,787	31,748,820
利用料金収入	1,316,680	1,687,530	管理費	2,419,538	1,914,183
その他の収入	2,105,908	2,065,520	その他の支出	0	0
合計 (a)	32,694,588	33,025,050	合計 (b)	33,362,325	33,663,003
収支差額 (a)-(b)	△ 667,737	△ 637,953			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	0
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> センター来館者数（指定管理対象施設への来館者に限る） 60,000人／年 センターが把握する県内のNPO（ボランティア団体・市民活動団体）の増加数 100団体／年 指定管理者が実施した人材育成事業への参加人数 100人／年
成果目標に対する実績	<ul style="list-style-type: none"> センター来館者数（指定管理対象施設への来館者に限る） 62,320人／年 センターが把握する県内のNPO（ボランティア団体・市民活動団体）の増加数 139団体／年 指定管理者が実施した人材育成事業への参加人数 130人／年
今後の取組方針	<p><センター来館者数について></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標は達成できた。しかし、利用者アンケートの結果、依然として10代から30代の利用率が低いため、若い層に向けてセンターのPRを積極的に行っていく。 <p><センターが把握する県内のNPOの増加数について></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標は達成できた。今後も協力先と連携を図りながら団体情報収集に努める。 <p><指定管理者が実施した人材育成事業への参加数について></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標は達成できた。平成28年度は、20代から30代の若者を中心とした勉強会「SHOガッコウ」を開催した。平成29年度も引き続き、若い層に向けた質の高い市民活動人材育成事業を展開していく。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H27	H28	
1 管理業務の実施状況	B	B	<p>(1)施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> センターの管理業務に関しては、施設、機器、備品について、引き続き良好な状態で管理し、故障した備品は新たに購入した。危機管理や安全、個人情報の管理についても、事務局で定期的に体制を確認し、支障なく運営することができた。 センターの管理・運営業務に関しては、外部委員会の開催や利用者アンケートを実施し、利用者からの声を反映するよう努めた。 センターの運営業務に関しては、センターの総合案内としての役割を十分に果たすことができた。また、センターの機器、備品、図書、情報等、日常の管理業務に関しても、高い質を保ちながら、内容のより一層の充実に向けて、対策や仕組みづくりを行った。 施設内防犯のために、定期的に化粧室や給湯室等を見回り、状況に応じて警備員、警察と連携するなど、利用者にとって安心、安全に利用できる環境づくりに努めた。 <p>(2)市民活動及び国際化に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材育成事業で若者を中心とした勉強会を定期的に開催したことで、若年層にNPO活動の周知を行うことができた。 県域の国際交流センターとして国際交流の場を設け、団体の活動を広く発信したことで、県民が日本文化や諸外国の文化にふれ、多文化共生社会について考えるきっかけを提供することができた。 市民活動に関する情報の受発信に関する業務については、facebookやツイッターなどのSNSを積極的に更新することで、最新の情報を県民に届けることができた。
2 施設の利用状況	B	B	<p>市民活動団体等の利用団体数は3,789団体であった。</p> <p>施設の稼働率について、交流スペースは常時利用されている状況ではあるが、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始、祝祭日に関しては利用が少ないため、運営方法について検討する必要がある。その他イベント情報コーナーやワークスペースは、各団体の総会などに多く利用されている。</p> <p>企業の利用は、平成27年度同様、順調に増加している。県外からの利用やリピート利用の企業が増加しており、駅前に隣接した立地や予約システムの利便性の高さ、質の高いサービスの提供によるものと考えられる。</p> <p>コーヒーサービスコーナーではコーヒーの他に菓子等を販売し、好評を得た。また、平成28年度はコーヒー寄付金贈呈式を行ったことで、コーヒーコーナーを利用するだけでなく、仕組みについて興味関心を持つ利用者が増加した。</p> <p>毎年意見を募っているセンター内の案内表示等について、平成28年度は、センター全体図の掲示や利用案内の表示を工夫をすると、県民にとって、利用しやすい施設となるよう努めた。</p>

3 成果目標及びその実績	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・センター来館者数は、目標値の年間60,000人を達成し、62,320人であった。 ・センターが把握する県内のNPOについて、市民活動団体データベース事業で各市町の市民活動(支援)センターや社会福祉協議会などの協力連携により情報の定期更新を行った。増加団体数に関しては139団体となり、成果目標を達成できた。 ・「NPO人材育成セミナー」では、若者を中心とした勉強会や助成金に関する個別相談などを開催した。参加者数は、130人と成果目標を達成することができた。 ・「NPOグレードアップセミナー」は、地域課題に取り組む団体が継続的に活動するために、事業計画や資金調達をテーマに講座を開催した。参加者・講師ともに極めて満足度の高い結果となった。 ・「中間支援団体のあり方に関する研究会」では、社会福祉協議会と「防災」、「情報」をテーマにした合同勉強会を開催した。異なる組織と共通のテーマで意見交換することで、協働のきっかけづくりにもつながった。 ・「市民の伊勢志摩サミット」をきっかけに、愛知、岐阜、三重のNGO・NPOでつくる「東海市民社会ネットワーク」を設立した。
			<p>※評価の項目「1」の評価</p> <p>： 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。 「B」 → 業務計画を順調に実施している。 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。</p> <p>※評価の項目「2」「3」の評価</p> <p>： 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。 「B」 → 当初の目標を達成している。 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。</p>

総括的な評価	(1)成果目標に対する達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・成果目標については、センター来館者数、センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数、指定管理者が実施した人材育成事業への参加人数、全てにおいて目標を達成できた。
	(2)残されている課題	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの来館者数について、成果目標は達成できたが依然として10代～30代の利用率が低いため、若い層に向けてセンターのPRを積極的に行っていく必要がある。
	(3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな成果目標である「事業参加者の満足度85%以上」の達成に向けて、今後も取組を進めていく。
	(4)その他 (業務執行体制の整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理5年目となる平成28年度は、平成27年度に引き続き、「市民活動・NPO月間」や情報誌「みえ市民活動・ボランティアニュース」に掲載されている「三重ぐるり」など、みえNPOネットワークセンターが持つ県内の中間支援団体及び市民活動(支援)センターとのネットワークを活用した事業を実施することができた。 ・20代～30代の若手スタッフが中心に活動したことで、活気のある事務局体制を築くことができた。しかし、専門性の高い若手を確保・育成するための給与水準の維持など、資金面や将来的な保証、経営のマネジメントに関しては課題が残る。
	(県民サービス向上の成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・「NPOグレードアップセミナー」では、みえソーシャルビジネス支援ネットワークと連携した「融資」に関する講座を2回行った。また、外部講師による事業計画を扱った講座は、参加者に好評を得るとともに、NPOが持続的な活動をするための啓発につながったので、平成29年度に同様のセミナーを開催したいと考えている。 ・「NPO人材育成セミナー」では、三重県の20代～30代の若者を対象に定期的な勉強会を開催した。普段、NPOと関わりのない若年層が、センターやNPOの活動にふれる機会をつくることができた。また、平成27年度に引き続き、東海ろうきんの助成金に関する個別相談会も開催した。相談者である団体自身が、活動の振り返りと未来の展望作成を行い、大きな満足につながった。 ・「市民活動・NPO月間」については、協力団体を公募する取組に加え、事前説明会や事後報告会を開催したことで、平成27年度よりも参加団体の統制を取ることができたが、企画の質の担保や開催地域が偏るなどの課題は残っている。また、期間中に開催した「協創シンポジウム」では、基調講演のみならず、NPO見本市(ブース出展)の取組も行った。基調講演は定員を上回る多くの参加者がおり、NPO見本市においても、来場者がブース出展団体を応援する仕組みを設けたことで好評を得た。 ・「多文化共生・理解イベント」では、国際交流に興味のある方を対象に、異文化交流体験ができるイベントを実施した。平成28年度は、「見る、聞く、嗅ぐ、食べる、触れる」といった「五感で楽しむ国際交流」をテーマに、各団体が工夫を凝らした特徴のある企画を実施し、延べ300名の参加があった。 ・「中間支援団体のあり方に関する研究会」では、社会福祉協議会とNPOとの対話の場を設けた。平成28年度は合同勉強会にテーマを設定したため、社協とNPOの接点などをより明確に理解することができた。 ・県外NPOとの関わりについては、全国のNGOやNPOと連携して「市民の伊勢志摩サミット」を開催した。2日間で16分科会が開催され、500人を超える来場者があった。東海三県のNPO同士でネットワークを構築したことや、NPOとNGOが共通の目的をもって行動することは初めての取組であるため、大きな成果になったと考えている。
	全体的な総括として、「市民の伊勢志摩サミット」や「市民活動・NPO月間」など、三重県内外の多くのNPO、企業、行政、金融機関等と連携して事業を実施することができた。その中で見えてきた三重県内のNPOの強み弱みを分析し、今後のNPO支援に役立てていきたいと考えている。	

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名： 環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	みえ県民交流センター（津市羽所町700番地 アスト津3階）
指定管理者の名称等	特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター 代表理事 松井 真理子 (四日市市萱生町1200 四日市大学 特定非営利活動法人市民社会研究所内)
指定の期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 3 市民活動に関する情報の受発信に関する業務 4 地域NPO支援組織の機能向上・連携交流に関する業務 5 利用料金の收受に関する業務 6 施設の維持管理に関する業務 7 その他施設の管理運営上必要と認める業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H24	B		・施設、備品について良好に管理するとともに、積極的に節電に取り組むなど、安全や環境に配慮した施設運営を行うことができた。
H25	B		・市民活動促進及び国際化の推進に関する各種セミナー・イベントの開催や、県内中間支援団体等とのネットワークを生かした「市民活動・NPO月間」の実施など、県域の市民活動センターとしての役割を果たした。
H26	B		・助成金情報やボランティア案内など、利用者から要望の高い情報については、ホームページ、SNS、情報誌等でわかりやすく発信するなど、利用者サービスの向上に努めた。
H27	B		・「市民の伊勢志摩サミット」の開催など、県内外のNPO等との連携を強化することで、新たなネットワークを構築することができた。
H28	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H24	B		・外部委員会やアンケートを実施しながら利用者ニーズを把握し、快適な施設環境を整備するとともに、効果的な情報発信を行ったことで、毎年6万人以上の来館者を確保することができた。
H25	B		・駅に隣接した利便性に加え、利用しやすい柔軟な予約システムにより、毎年約4千団体が利用した。
H26	B		・コーヒーコーナーの設置など、指定管理者による独自の取組により、利用者サービスの向上を図った。
H27	B		
H28	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	144,752,000	事業費	149,904,699
利用料金収入	6,801,560	管理費	11,662,739
その他の収入	10,470,108	その他の支出	0
合計 (a)	162,023,668	合計 (b)	161,567,438
収支差額 (a)-(b)	456,230		

※参考

利用料金減免額	0
---------	---

5 成果目標及びその実績

指定期間 の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
		成果目標項目	H28目標値	H24実績値	H25実績値	H26実績値	H27実績値	H28実績値
H24	B	センター来館者数	60,000人	63,121人	64,993人	61,779人	63,946人	62,320人
H25	B	センターが把握する県内NPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数	100団体	118団体	207団体	32団体	103団体	139団体
H26	B	- 指定管理者が実施した人材育成事業への参加人数	100人	105人	143人	178人	143人	130人
H27	B	ネットワークに参加する県内外の中間支援団体、企業等の様々な主体の数	20団体増 /5年					40団体増 /5年
H28	B							
全期間におけるコメント								
<p>・「センター来館者数」については、適切な施設管理や多様な事業展開が利用者ニーズをとらえた結果、成果目標をすべて達成することができた。</p> <p>・「センターが把握する県内NPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数」については、平成26年度以外は成果目標をすべて達成した。平成26年度は、活動を行っていない団体の情報を積極的に削除した影響で目標値には達しなかったが、情報の質を向上させることができた。</p> <p>・指定管理者が独自に設定している成果目標「指定管理者が実施した人材育成事業への参加人数」については、各市町の市民活動センターや行政との連携、会計や資金調達に詳しい外部講師の招へいなど、質の高い講座の開催に努めた結果、成果目標をすべて達成することができた。</p> <p>・指定管理者が独自に設定している成果目標「ネットワークに参加する県内外の中間支援団体、企業等の様々な主体の数」は、平成28年度に開催した「市民の伊勢志摩サミット」の運営等において、県内外の中間支援団体等とネットワークを構築したことにより、成果目標を達成することができた。</p>								

6 総括評価

・施設、備品について良好に維持管理を行うとともに、外部委員会からの意見聴取やアンケートを実施することで、利用者にとって安全で快適な施設環境の整備に努めた。
・市民活動団体のニーズや課題を把握するとともに、県内の市民活動センターと連携した講座や、外部講師を招いた実践的なワークショップといった質の高いセミナーを開催し、参加者の満足度は高いものとなった。
・平成25年度から、県内の市民活動センター等と連携しながら「市民活動・NPO月間」を実施しており、県内各地でのイベント開催など、市民活動やボランティアに関する啓発につながった。平成27年度からは協力団体による企画を公募するなど、より主体的な取組を実施した。
・ホームページ、SNS、情報誌の発行により、市民活動に関する情報の受発信を効果的に行なった。
・県内の中間支援団体等が意見交換を行う場を設けるなど、より良い中間支援のあり方を検討し、今後のさらなる連携やサービス向上につなげることができた。
・県外のNPO等とネットワークを構築しながら、政策提言や課題解決など、県域での活動を活発に行なった。
・利用者の意見をふまえたサービスや情報発信により、安定した来館者数と施設利用者数を確保することができた。
・平成26年度の「センターが把握する県内NPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数」以外、すべての成果目標を達成した。

以上のことから、みえ県民交流センターの指定管理者として、県域の市民活動センターとしての役割を十分に理解した管理運営を行なっていると評価できる。平成29年度以降も同指定管理者が管理運営を行うが、今後も県内外のネットワーク機能を生かした取組や、利用者満足度の高い事業の実施に期待する。

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 業務計画を順調に実施している。

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 当初の目標を達成している。

「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

※ 「2 管理業務の実施状況」の自己評価 :

「5 成果目標及びその実績」の自己評価 :

※ 「3 施設の利用状況」

(4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成28年度分)

<県の評価等>

施設所管部名： 環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水2566番地）
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県交通安全協会 会長 余野部克治（津市栄町1丁目954番地）
指定の期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①三重県交通安全研修センターの運営業務 ②三重県交通安全研修センターの維持管理業務 ③三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 ④その他の業務

2 施設設置者としての県の評価

*指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H27	H28	H27	H28	
1 管理業務の実施状況	A	B	-		幼児から高齢者まで、受講者の特性に応じたカリキュラムによる参加・体験・実践型の交通安全教育を延べ61,653人に実施し、交通安全意識の高揚に寄与した。 また、地域や職場で交通安全教育を推進する交通安全教育指導者の養成・資質向上研修や教職員を対象とした自転車交通安全教育指導者研修、また市町交通安全指導員等を対象にした研修を、計146回1,731人に対して行い、地域や職場、学校等における交通安全教育の資質向上に寄与した。
2 施設の利用状況	B	B			施設が所在する運転免許センター1階運転免許証更新等手続きフロア内に研修センター利用案内表示を行うとともに、コンシェルジュを配置し来庁者に対し呼びかけを行い、施設利用のPRに取り組み、利用者の拡大につなげることができた。 また、積極的なPRにより毎月第3日曜日の「交通安全フェスタ」を開催するとともに、親子で学ぶコーナー等の充実により、親子リピーターも増加した。
3 成果目標及びその実績	A	B	-		成果目標について、「指導者養成・資質向上講座受講者数」「団体研修受講者数」「一般利用者数」の3項目については、目標数値を達成することができたが、「研修により行動変容・意識変容があった受講者割合」については、目標100%に対し90.5%となり、達成することができなかった。 なお、指定管理者が独自に設定した目標については、「施設利用者数」など、8項目全てを達成することができた。

*「評価の項目」の県の評価
 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 「指導者養成・資質向上講座受講者数」「団体研修受講者数」「一般利用者数」の3項目については、目標数値を達成することができたが、「研修により行動変容・意識変容があった受講者割合」については、目標100%に対し90.5%となり、達成することができなかった。 なお、指定管理者が独自に設定した目標については、「施設利用者数」など8項目全てを達成することができた。
	(2) 残されている課題 交通事故対策を推進する上で、重大な課題である高齢者への取組として、市町の協力を得て、当センターへの送迎(パーク&バーストライド方式)付きの研修を試行的に実施したが、それらの結果の検証等をふまえ、市町等との連携強化について早期に調整を進め、本格実施につなげる必要がある。 また、ホームページやSNSを利用したPRについて、他の成功事例等も参考にしながら、より効果的なPR手法について検討する必要がある。
	(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 交通安全教育機器等を活用して、当センターの強みである参加・体験・実践型の交通安全教育をさらに多くの県民に実施していくため、広報の充実、パーク&バーストライド方式の活用等により受講者の拡大を図る。また、「研修により行動変容・意識変容があった受講者割合」をさらに高めるため、研修内容の充実等に努める。 以上のことから、施設の維持管理については、コスト縮減を図りながら利用者のサービス向上への努力が見られ、県民にとって利用しやすい施設として運営されていると認められる。また、指導者養成・資質向上事業の実施により、県内の交通安全教育のレベルアップに寄与しているものと認められる。 今後、施設改修後のセンターの認知度を上げ、さらなる利用者増を図るために、企業や団体へのPR、センターの魅力を積極的にアピールするための事業の実施、参加・体験・実践型施設としての利点を生かした研修事業の実施、親子で学ぶ環境づくりなど、事業内容やカリキュラムの工夫・改善を絶えず行うとともに、利用者の地域の偏りを少なくし、県内全域からの利用者拡大への取組が図られるよう期待する。また、県の交通安全教育の中心的役割を担う拠点施設として、独自性や専門性を発揮し、教育プログラムの開発や調査研究、市町への支援策等の充実が望まれる。

<指定管理者の評価・報告書(平成28年度分)>

指定管理者の名称:一般財団法人三重県交通安全協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 交通安全研修センター運営事業の実施に関する業務

ア 交通安全に関する教育の実施に関する業務

- ・ 参加・体験・実践型の交通安全研修事業
年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じて、研修目的を明確にした個別のカリキュラムを作成し、機器の使用等による参加・体験・実践型の研修を実施した。(団体研修受講者数 5,744人)
- ・ 指導者養成・資質向上事業
地域・職域等で交通安全教育を推進する交通安全教育指導者の養成・資質向上を図るため、教職員を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」(10/25)や市町交通安全教育指導員を対象にした「交通安全教育指導者研修会」(10/13)等、合計146回 1,731人に対し、交通安全指導者の養成・資質向上研修を実施した。
- ・ 遠隔地等での出前型交通安全教育(出前研修)事業
全県的、普遍的な交通安全教育の機会を提供するため、研修センター利用が困難な地域及び指導員体制が整っていない市町を中心に、小・中・高校を対象とした出前研修を実施した。(合計26回 2,619人)

イ 施設の運営に関する業務

- ・ 研修センターについて、より広く県民への周知を図り、県内の交通安全教育の拠点施設としての活用を促進するため、ホームページにより、タイムリーな情報提供に努めた。(ホームページ更新回数 12回、アクセス回数 42,610回)
- ・ インターネットによる予約状況の確認や予約方法の簡素化を図るとともに、交通弱者の研修予約受付を6ヶ月前から12ヶ月前に拡大し、優先予約ができるようにした。
- ・ ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ、アメブロを設置し、ホームページとリンクさせ、SNSを有効に活用した広報及び情報発信に努めるとともに、アクセス実態を分析するなど有効活用されているかについても検証・チェックを行い、改善に努めた。(ユーチューブ再生回数 14,776回)
- ・ 体験学習ゾーンがリニューアルされたことにより、研修カリキュラムを一新し、シートベルト・エアバック体験、歩行環境シミュレータ等12種類の機器を活用し、参加・体験・実践型の研修を行った。
- ・ 掲示板を利用して、交通事故死者日報、事故防止対策等について、手作りの図表やポスターを作成し、効果的な展示を行った。
- ・ ウエルカムゲートに隣接して、案内人席を設置し、体験学習ゾーンの機器の説明、目的等について説明ができる「交通安全インストラクター」を配置し、利用者への利便を図った。
- ・ リニューアルオープンに伴い、「来て、見て、体験してみよう」をキャッチフレーズにした、わかりやすい新ガイドブックを作成し、来場者や市町等関係機関等へ配布した。
- ・ 一般利用者の3,176人に対し、居住地、年代、性別、親子等の属性調査を行った。調査来訪者12歳以下が45%であり、センターを知った理由は、免許センター1階の案内人、1階みまも看板であった。
- ・ シロチドリをモチーフにしたキャラクター「みまも」のネームを記載したシールを各種イベントで配布した。
- ・ キャラクター「みまも」の着ぐるみを活用し、交通安全フェスタや各種イベントに参加して、研修センターの広報を行った。
- ・ 毎月第3日曜日を「交通安全フェスタ」と名付けて、各種の交通安全をテーマにしたイベントを開催し、来場者数の増加につなげた。

ウ 交通安全に関する情報及び資料の収集並びに提供に関する業務

- ・ 体験学習ゾーンのリニューアルに伴い、研修カリキュラム(19)を全て更新した。特に、高齢者と幼児・児童対象のカリキュラムについては、広報用カリキュラムを作成し、関係機関団体に配付し、交通弱者の研修センターの利用促進を図った。
- ・ 高齢者・交通弱者事故防止について、研修センターのホームページに歩行中、自転車運転中、自動車運転中に分けて情報提供を行った。また、体験学習ゾーンの運転・歩行能力診断(点灯くん)の診断結果の分析を行い、ホームページや研修センターだより等で情報提供を行った。

エ センター機能の向上、連携交流の推進及び市町等に対する支援に関する業務

- ・ 県警本部から事故日報の提供を毎朝受け、研修センターのホームページを通じて、死亡事故発生速報や注意喚起等の情報提供を行った。
- ・ 津市の交通安全関係団体で組織する「津市交通安全対策協議会」に参加し、地元団体と連携して、交通安全対策の推進に努めた。
- ・ 研修センター連絡協議会準備会を開催(11/29)し、県、市・町、警察、交通安全協会との連携を図った。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

施設及び設備関係については、毎日の始・終業点検及び打ち合わせを励行し、各施設が常に快適に使用できるよう、簡易な修理、修繕は職員があたっているほか、専門の保守点検業者と委託契約し、点検項目に沿った随時及び定期的な保守点検整備を行い、適正な維持管理に努めている。

③ 県施策への配慮に関する業務

・ 人権尊重のための取組

特定の利用者が不快に感じたり不利益を被るような表現・行為を行わないことを職員に徹底し、身体に障がいのある方や、高齢者、外国人等の来場者へのサポート、セクハラや暴力、言葉の暴力等人格を無視する行為を許さない明るい職場環境の醸成に努めた。また、職場研修等を通じ、機会あるごとに職員の人権問題に関する意識の高揚を図った。

・ 男女共同参画社会実現への取組

女性の交通安全教育指導員4名を配置し、女性の視点からの意見の把握と反映に努めた。また、幼児・高齢者・外国人等に対して女性ならではのきめ細やかな事業の実施に努めた。

- ・企業倫理・社会的貢献の取組
コンプライアンス(法令遵守)の徹底、ディスクロージャー(情報公開)の遵守とホームページの開設、個人情報の保護の徹底、職員の組織的かつ合理的な人事管理と職業倫理の醸成、「公益法人会計基準」に基づく健全な財務運営の推進を図った。
 - ・ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりに向けた取組
用品等の購入に際し、UD商品を選定するなど、UDに対する周知と意識の高揚に努めた。また、小中学生の団体研修実施時にユニバーサルデザインとバリアフリーの違い、施設や交通安全環境におけるそれぞれの平等性・公平性について確認させるなどの意識の高揚を図った。
 - ・三重県飲酒運転Oをめざす条例
交通安全講話などで「飲酒運転Oをめざして」のチラシや、独自に作成した「飲酒運転は凶悪犯罪です！この笑顔、壊さないで」の小冊子を使用し、研修者に条例制定の趣旨への理解を求め、飲酒運転を行わないよう指導を行った。また、飲酒運転防止のDVD「限りなき悔恨」を利用し、身につまされる講話などを行った。
- ④情報公開・個人情報保護に関する業務
- ・「三重県交通安全研修センターの管理に関する情報公開実施要領」を定め、情報公開実施の体制を整えるとともに、個人情報保護についても、基本協定書別記4「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守している。これらの取組の一環として、三重県が行う実務研修に参加し、個人情報の取扱い及び情報公開に対する理解と研鑽に努めた。
(平成28年度開示請求なし)
- ⑤その他の業務
- ・危機管理対策会議を開催し、研修センター危機管理マニュアルの周知を図るとともに、同マニュアルに基づき、各自が担当する任務を迅速に遂行する体制を整備した。また、危機管理マニュアルに基づき、免許センターとの合同防災訓練を実施した。

(2)施設の利用状況

	平成28年度目標	平成28年度実績	達成率
センター利用者数（人）	50,200	61,653	122.8%
一般利用者数（人）	43,000	54,178	126.0%
団体利用者数（人）	5,500	5,744	104.4%
指導者養成・資質向上講座受講者数（人）	1,700	1,731	101.8%

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H27	H28		H27	H28
指定管理料	40,071,000	40,025,000	事業費	7,800,529	11,435,462
利用料金収入			管理費	23,821,256	25,902,900
その他の収入	5,253	397	その他の支出	0	0
合計 (a)	40,076,253	40,025,397	合計 (b)	31,621,785	37,338,362
收支差額 (a)-(b)	8,454,468	2,687,035			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

4 成果目標とその実績

(1)成果目標

目標項目	目標値	目標に対する実績
(指導者養成・資質向上事業)		
指導者養成・資質向上講座受講者数(人)	1,700	1,731
(研修事業)		
団体研修受講者数(人)	5,500	5,744
一般利用者数(人)	43,000	54,178
(その他)		
研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合(%)	100	90.5

(2)指定管理者独自の数値目標

目標項目	目標値	目標に対する実績
(研修)		
施設利用者数(人)	50,200	61,653
幼児・児童等研修受講者数(人)	1,700	4,156
高齢者講習受講者数(人)	400	511
ホームページアクセス回数(回)	10,000	42,610
ホームページ更新回数(回)	12	12
広報紙発行回数(回)	4	4
施設を利用した県民へのPR事業の実施回数(回)	12	12
教材・教育プログラムの作成	6	6

今後の取組方針	成果目標及び独自の数値目標は、「研修により行動変容・意識変容があつたと回答した受講者の割合」以外の項目について、すべて達成した。達成できなかつた行動変容・意識変容の割合は、目標値100%のところ、90.5%であり、今後、アンケートや研修後の事後調査等を行い、研修内容の改善に努め、目標達成をめざす。	
---------	---	--

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コ メ ン ト
	H27	H28	
1 管理業務の実施状況	A	B	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度は第5期指定管理の初年度であった。1年目としては、パーク＆バライドシニアラーニングの試行実施、自転車学習コースの街並み化着手、研修センター連絡協議会準備会の開催、三重県都市交通安全対策連絡協議会への支援の提案等を行つた。これらの施策は、1年目として着手したもので、体験学習ゾーンのラッシュアップ等を含め、2年目以降に軌道に乗せることとした。 今後、第5期指定管理として、PDCAを毎年度繰り返して業務を見直し、指定管理期間の5年後の目標を達成することとしている。
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 利用者トータル数は、61,653人で目標数を超えた。親子で学ぶコーナー等を充実させたため、親子のリピータが増加した。 高齢者研修数の目標は達成したが、高齢者対策が喫緊の課題であり、パーク＆バライドシニアラーニング等の施策により利用者拡大を図る。 研修センターの存在を県下全域に広げて集客を行うため、県内全域に広がつた18地区交通安全協会のネットワークを活用した広報を行つた。また、来年度は収支計画の支出の項目に広報宣伝費を新設した。 自転車学習コースの研修効果を高めるとともに利用を促進するため、街並み化に着手した。
3 成果目標及びその実績	A	B	<ul style="list-style-type: none"> 県の示す成果目標4項目のうち、一般利用者数、団体利用者数、指導者養成・資質向上講座受講者数については、目標を達成した。 2回目以降の研修参加者のその後の行動変容・意識変容があつたと回答した受講者の割合については、目標を達成できなかつたので、今後の課題として改善していく。 独自の成果目標については、いずれも達成した。

※評価の項目「1」
の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」
「3」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 当初の目標を達成している。
 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	(1)成果目標に対する達成度
	<p>指導者養成・資質向上講座受講者数は1,731人(目標値1,700人)、団体研修受講者数5,744人(目標値5,500人)、一般利用者数54,178人(目標値43,000人)であり、団体研修受講者数にあつては、昨年度末は体験学習ゾーンのリニューアル工事により目標値を達成できなかつたが、本年度は達成した。また、指導者養成、資質向上講座受講者数については目標値を達成した。</p> <p>利用者トータル数61,653人(目標値50,200人)と大きく目標を上回ることができた。</p>
	(2)残されている課題
	<ul style="list-style-type: none"> 団体研修受講者数の継続的な目標達成のため、広く県内の企業・団体に積極的なPRを行い、施設の認知度を上げ、利用者増を図る必要がある。 独自成果目標の交通弱者団体等利用者数は、社会の高齢化に従い、事故の被害者・加害者になっている現状から、パーク＆バライドシニアラーニング等の施策をさらに推進し、利用者の増加を図る必要がある。
	(3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定
	<p>第5期指定管理の平成29年度においては、成果目標を達成できるよう事業計画書に示した各種施策を誠実に履行し、職員の資質向上や研修内容の充実を図るとともに、施設利用促進のため、企業・団体、学校等へのPR活動を推進していく。</p>
	(4)その他
	<ul style="list-style-type: none"> 広く県民の皆さんに、「来て、見て、体験してみよう」をコンセプトに、幼児から高齢者まで楽しく交通安全を学んでいただけるような雰囲気づくりを推進した。 キャラクター名募集によって決定した、キャラクター「みまも」を中心とした施設の案内、屋内の飾り付け、ホームページを中心としたSNS環境の整備、各種チラシ類の作成を行い、統一した広報活動を行つた。 関係機関団体、企業協力によるパブリシティを活用し、「交通安全夜間特別研修」、「安全運転競技会」を開催するなど、創意工夫を凝らした事業の実施に努めた。 指導者養成資質向上研修の取組として、主に教職員を対象とした「交通安全教育指導者研修会」、市町交通安全指導員等を対象とした、「交通安全指導員研修会」を開催するなど、さまざまな機会を通じて指導者養成、資質の向上に努めた。 外部の有識者からなる「事業内容等評価検討委員会」を開催し、事業全般について評価・検証を受けるとともに、検証結果については今後の事業改善に生かしていくこととしている。 地震防災対策など危機管理に対する取組として、危機管理マニュアルに基づく非常防災訓練を実施し、非常時における誘導経路の確認等を行つた。 全体として、業務計画を誠実に実施し、成果目標についても概ね目標を達成し、交通安全教育に貢献する一定の成果があった。

8 指定管理候補者の選定過程の状況について

1 概要

三重県総合博物館及び三重県立美術館の施設・設備の維持管理に関する業務等については、平成30年4月から指定管理者が行うこととしています。

現在、三重県総合博物館条例及び三重県立美術館条例に基づき、外部の有識者等で構成する「三重県総合博物館等指定管理者選定委員会」を設置し、指定管理候補者を選定する手続きを進めています。

今後、選定委員会において、申請者から提出された事業計画書等を詳細に審査し、指定管理候補者を選定します。

(参考)

県では、三重県総合博物館の開館を契機に、三重県総合文化センター周辺の各県立文化施設が「文化交流ゾーン」を形成することにより、県民の皆さんのが文化にふれる機会を多く提供すること等を目的として施策を展開しています。

既に指定管理者制度を導入している三重県総合文化センターに加え、三重県立図書館、三重県立美術館及び三重県総合博物館の業務の一部に指定管理者制度を導入して一貫的に管理し、施設の効用を最大限に發揮し、もって、県民サービス等の向上を図ります。

このため、平成29年3月に関係条例を改正し、これに基づいて手続きを進めています。

2 進捗状況

7月26日	第1回選定委員会の開催 (申請要項の決定、審査基準及び配点表の決定) ・委員…… <u>別紙1</u> のとおり ・審査基準及び配点…… <u>別紙2</u> のとおり
8月4日	申請要項の送付 送付先：(公財)三重県文化振興事業団
8月8日～9日	現地説明の実施
9月4日～11日	申請受付期間

3 申請の状況

9月8日 (公財)三重県文化振興事業団から申請書提出

4 事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

別紙3のとおり

5 今後の予定

(1) 指定管理候補者の決定

10月18日 第2回選定委員会（最終審査、指定管理候補者の選定）

(2) 指定管理者の指定

平成29年三重県議会定例会11月定例月会議において、指定管理者の指定に関する議案を提出し、議決後、指定管理者を指定します。

(3) 協定の締結

平成30年3月末までの間に指定管理者と協定を締結します。

(4) 指定期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間

別紙1

三重県総合博物館等指定管理者選定委員会委員

(敬称略)

役職	名前	職名等
委員長	とよだ ながやす 豊田 長康	鈴鹿医療科学大学学長
委員長代理	かたやま まさひろ 片山 真洋	三重弁護士会推薦弁護士
委員	おがわ ゆか 小川 友香	東海税理士会三重県支部連合会推薦税理士
委員	かわはら とくこ 河原 徳子	公募委員
委員	にしき かよ子 錦 かよ子	作曲家

三重県総合博物館等指定管理者審査基準

別紙2

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査基準	配点
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	10
	施設の特性や業務内容を理解しているか	10
	社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか	10
	県立文化施設の集積の利点を生かした連携取組について理解・協力が得られるか	10
②成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか	10
	自己評価の体制及び基準は確立されているか	10
③企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組）への対応は適切か	10
小計		70

2 事業計画の内容が、総合博物館及び美術館の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	維持管理事業は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものであるか	20
	施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか	20
②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見やその措置	利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか	10
	危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	10
③緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか	10
	緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか	10
④個人情報保護、情報公開	個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	10
⑤県が推進する施策に押擲する管理運営	人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザイン、次世代育成等の県の施策に配慮した提案となっている	10
小計		100

3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点
①広報の充実	業務基準を達成し、文化交流ゾーン全体の魅力を効果的にPRできる内容となっているか	20
	利用者の増加のための具体的な工夫がなされるなど、文化交流ゾーン構成施設の利用を促進するための提案となっているか	20
②アンケート・利用状況の集計・分析	業務基準を達成し、より多くの人が文化にふれる多彩な機会を提供する提案となっているか	20
③利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	10
④来館者サービス向上につながる独自の提案	文化交流ゾーン構成施設の利便性向上につながるような独自の提案となっているか	10
小計		80

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費を節減し、管理の効率化を図るものであること

審査項目	審査基準	配点
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10
	提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか	10
②コスト削減の考え方	県費負担軽減につながっているか	20
	実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか	20
③収入確保に関する独自の提案	新たな収入確保につながるような独自の提案がなされているか	10
小計		70

5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審査項目	審査基準	配点
①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか	10
②業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション	提案事業の内容が実行できる人員配置、勤務体制となっているか	10
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	10
④持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を維持的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか	30
小計		60
合計		380

別紙3

三重県総合博物館等事業計画書の要旨

申請者名	公益財団法人三重県文化振興事業団
管理運営方針	<p>公益財団法人三重県文化振興事業団は、23年にもわたり三重県総合文化センターの指定管理者（受託期間含む）として、文化芸術、生涯学習及び男女共同参画社会づくりに関する事業に加え、直営館である県立図書館を含む総合文化センター全体施設の管理運営を行ってまいりました。</p> <p>この期間に集積した専門性やノウハウ、構築した人脈・ネットワークは私たちのかけがえのない財産です。これらを今回の三重県総合博物館等指定管理業務へ最大限活用するとともに、指定管理業務以外の事業連携についても邁進し、三重県が目指す「文化交流ゾーン」の一体的な運営に貢献していきたいと考えています。</p> <p>私たちは、「みえ県民力ビジョン」及び「新しいみえの文化振興方針」をはじめとした関係法令や県が推進する施策についてその趣旨を理解し、県民サービスの向上及び可能な限りの経費の削減を図ってまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 文化交流ゾーンを起点とした魅力ある施設づくり 2. 安全・安心が実感できる施設の維持管理 3. コストバランスを意識した経営
管理業務に関する計画	<p>総合博物館・美術館が担う運営方針・役割を十分理解することに加え、総合博物館・美術館の直営部門の職員とのコミュニケーションを大切にし、安全・安心を最優先とした安定的な運営を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な委託業者の選定と管理監督を行います。 ・業務の実態把握に努め、最適な方法で日常の維持管理を実施します。 ・駐車場の一体運営など文化交流ゾーンを意識した効果的な維持管理・運営を推進します。 ・利用者の安全確保、事故防止、危険箇所等の早期発見及びその措置に努めます。 ・緊急連絡体制の構築、管理職員の研修・訓練を実施しながら危機管理体制を築きあげます。 ・個人情報の適切な管理、積極的な情報公開に努めます。 ・三重県が推進する施策に配慮して取り組んでいきます。
運営業務に関する計画	<p>文化交流ゾーンに関する広報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のツール・ルートを駆使して情報発信力を強化します。 ・事業連携による文化交流ゾーンのPR力を強化します。 <p>アンケート・利用状況の集計・分析について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者・未利用者からの意見・要望を把握し、指定管理業務に役立てるように努めます。
成果目標	<p>施設管理関連に係る利用者満足度（4段階評価で3以上）・・・95%</p> <p>指定管理業務に係る経費削減率・・・1%</p> <p>総合博物館・美術館との事業連携数・・・5回（各年）</p>
収支に関する計画	<p>施設維持管理業務を外部業者へ委託することから、指定管理料の大半を施設維持管理料に予算化する計画となります。また、その委託業者の指揮監督としての側面と来館者の苦情・トラブル、非常時における指定管理業務内での危機管理の側面からも原則として事業団の常駐職員の配置が必要と考えており、人件費も一定のウェイトを占める計画となっています。収支計画については、安全・安心である施設維持管理レベルを担保しつつ、今後、支出削減が図れる方法を模索していきます。</p>

組織及び人員に関する 計画		<p>多様な職種構成を図ることと、業務実態にあった変形労働時間制の勤務ローテーションを導入することにより、最小の人員で弾力的に運用していきます。職員研修では、内部研修、外部研修を効果的に実施するとともに資格等の取得推進も図り、専門的人材を養成していきます。</p> <p>経営者：1名、総務部（企画広報・施設管理・管理部門）：15名、施設利用サービスセンター（施設貸出サービス部門）：22名、文化会館（文化事業部門）：13名、生涯学習センター（生涯学習事業部門）：11名、男女共同参画センター（男女共同参画事業部門）：10名 全72名</p> <p>※三重県総合博物館等指定管理業務については総務部が担います。</p>	
収支計画書(千円)	年度	30年度	31年度
	収入合計	173,212	174,452
	内訳	指定管理料	174,452
	事業収入	0	0
	支出合計	173,212	174,452

※ A4版2枚以内としてください。

9 各種審議会等の審議状況について

(平成29年6月5日～平成29年9月14日)

1 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成29年8月2日
3 委員	会長 梅村 光久 委員 二井 瞳 他10名
4 諮問事項	学校法人の設立認可について 他6件
5 調査審議結果	学校法人の設立認可、高等学校の設置者変更認可等について審議され、7件全て、「認可することに異議はない」と答申された。
6 備考	次回開催日：未定

2 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成29年6月22日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 岸 葉子 委員 岡野 裕行 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成29年度事業の進捗状況等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成29年9月28日

3 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	平成29年7月25日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 大西 かおり 委員 山下 治子 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成29年度事業の進捗状況等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成29年12月12日

4 三重県総合博物館等指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館等指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成29年7月26日
3 委員	委員長 豊田 長康 委員長代理 片山 眞洋 委 員 小川 友香 他2名
4 諮問事項	三重県総合博物館及び三重県立美術館に係る指定管理者選定に関する「審査基準及び配点表」の作成について
5 調査審議結果	平成30年4月からの指定管理者を選定する際に必要な「審査基準及び配点表」について審議し、決定された。
6 備考	次回開催日：平成29年10月18日

5 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	平成29年8月25日
3 委員	会長 岡野 友彦 副会長 吉田 悅之 委 員 新 輝美 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成29年度事業の進捗状況等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成30年2月頃

6 三重県公害審査会 調停委員会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会 調停委員会
2 開催年月日	平成29年7月3日（第2回調停期日）
3 委員	調停委員長 向山 富雄 委 員 尾辻 典子 委 員 西野 隆典
4 諮問事項	平成29年（調）第2号事件
5 調査審議結果	申請人及び被申請人から調停条項案に対する意見を聴取した。 被申請人工場内の防音・防振措置について、関係機関立ち会いのもと、申請人が現状確認を行うこととした。
6 備考	次回開催日：平成29年8月23日

7 三重県公害審査会 調停委員会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会 調停委員会
2 開催年月日	平成29年8月23日（第3回調停期日）
3 委員	調停委員長 向山 富雄 委 員 尾辻 典子 委 員 西野 隆典
4 諮問事項	平成29年（調）第2号事件
5 調査審議結果	被申請人工場内の防音・防振施工状況の確認をふまえて、再度申請人及び被申請人から調停条項案に対する意見を聴取した。 その結果、調停条項案を一部修正することで両当事者が合意し、調停が成立した。
6 備考	次回開催日：なし

8 三重県環境影響評価委員会 小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	(1) 平成29年6月23日 (2) 平成29年6月29日、平成29年9月1日 (3) 平成29年7月21日 (4) 平成29年7月28日
3 委員	(1) 小委員会委員長 太田 清久 他5名 (2) 小委員会委員長 津村 善博 他9名 (3) 小委員会委員長 太田 清久 他9名 (4) 小委員会委員長 塚田 森生 他4名
4 諮問事項	(1) 第8期管理型最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (2) (仮称)宮リバ一度会ソーラーパーク事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について (3) アクアメイグニス多気(仮称)造成事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について (4) 津市波瀬太陽光発電所造成事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例第5条に基づく方法書または同条例第13条に基づく準備書について事業者から説明を受け、方法書または準備書に記載された内容について審議された。 (1)については、審議結果を三重県環境影響評価委員会の審議結果とし、平成29年8月25日に答申された。
6 備考	今後の予定 (2)については、審議結果についてとりまとめ、小委員会の審議結果を三重県環境影響評価委員会の審議結果とし、平成29年9月に答申予定

	(3) 及び(4)については、平成29年9月15日に審議を行い、審議結果についてとりまとめ、小委員会の審議結果を三重県環境影響評価委員会の審議結果とし、平成29年10月に答申予定
--	---

9 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	平成29年9月12日
3 委員	会長 松井 真理子 委員 高須 幹生 他18名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	第三次人権が尊重される三重をつくる行動プランの進捗管理について説明し、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

10 三重県男女共同参画審議会審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	第1部会：平成29年7月27日、9月7日 第2部会：平成29年8月24日、9月4日
3 委員	会長 小川 真里子 副会長 中嶋 豊 委員 伊藤 公則 他15名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、対象課へのヒアリングを実施した。
6 備考	今後の予定：平成29年10月から11月の間に部会開催予定

11 三重県自動車廃物認定委員会

1 審議会等の名称	三重県自動車廃物認定委員会
2 開催年月日	平成29年6月26日
3 委員	委員長 藤枝 律子 委員 岡野 功資 他5名
4 質問事項	放置自動車の廃物認定について（県管理地1件）
5 調査審議結果	放置自動車を廃物として認定することについて審議され、1件「廃物と判断できる」と答申された。
6 備考	次回開催日：未定

